

## 平成31年第1回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程（第4日目）

平成31年3月12日（火曜日）

午前9時30分開会

#### 第30 一般質問

- 第17 議案第13号 町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第15号 訓子府町まちづくり町民参加条例の制定について
- 第19 議案第16号 訓子府町まちづくり推進会議条例の制定について
- 第20 議案第7号 平成31年度訓子府町一般会計予算について
- 第21 議案第8号 平成31年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第22 議案第9号 平成31年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第23 議案第10号 平成31年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第24 議案第11号 平成31年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第25 議案第12号 平成31年度訓子府町水道事業会計予算について

○出席議員（9名）

|     |        |    |        |
|-----|--------|----|--------|
| 1番  | 余湖龍三君  | 3番 | 西森信夫君  |
| 4番  | 堤三樹磨君  | 5番 | 西山由美子君 |
| 6番  | 上原豊茂君  | 7番 | 工藤弘喜君  |
| 8番  | 須河徹君   | 9番 | 河端芳惠君  |
| 10番 | 山田日出夫君 |    |        |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

|           |       |
|-----------|-------|
| 町長        | 菊池一春君 |
| 副町長       | 佐藤明美君 |
| 総務課長      | 森谷清和君 |
| 企画財政課長    | 伊田彰君  |
| 町民課長      | 元谷隆人君 |
| 福祉保健課長    | 谷方幸子君 |
| 農林商工課長    | 遠藤琢磨君 |
| 建設課長      | 渡辺克人君 |
| 上下水道課長    | 原口周司君 |
| 会計管理者     | 山内啓伸君 |
| 教育委員会教育長  | 林秀貴君  |
| 管理課長      | 森谷勇君  |
| 子ども未来課長   | 山本正徳君 |
| 社会教育課長    | 高橋治君  |
| 図書館長      | 山田洋通君 |
| 農業委員会事務局長 | 中山信也君 |
| 農業委員会会長   | 坂本稔君  |

○職務のため出席した事務局職員

|         |               |
|---------|---------------|
| 議会事務局長  | 八  鍬  光  邦  君 |
| 議会事務局係長 | 中  村  隆  広  君 |

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程については、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

日程に入ります前に、ここでただいま教育委員会から報告のありました専門員の鈴木さんのご冥福を祈り、黙とうを捧げたいと思いますので、ご起立お願いいたします。

それでは、黙とうをはじめます。

（ 黙とう ）

○議長（上原豊茂君） 黙とうを終わります。

ご着席ください。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） それでは、日程第30、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。

3番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。質問書に沿って質問を行います。

まず、特別養護老人ホーム静寿園の今後についてをお伺いします。

全国で人口減少が叫ばれている昨今、当町にも人口減の波が押し寄せてきています。

昨年では、30人出生、80人死亡、町外転出212人、転入152人、実質減少110人となり、過去5年では396人の減少をみる結果となります。その中で本町の高齢化率も65歳以上で37.46%となります。そこで、現在、特別養護老人ホーム静寿園の入所希望者が多く、待機者が60人程度に及ぶとの話も聞きました。入所したくてもなかなかできない現状にあるように思いますが、団塊の世代がこれから高齢化を迎えようとしています。

そこで次の点につき伺います。

本町の団塊の世代が高齢化を迎えるが、施設が足りなくなるのではないかと伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「特別養護老人ホーム静寿園の今後について」のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

「本町の団塊の世代が高齢化を迎えるが、施設が足りなくなるのではないかと」のお尋ねがございました。

議員ご指摘のとおり、団塊の世代が2025年に75歳を迎えることになり、全国的にも大きな問題となっているところです。そのような中、静寿園の待機者が60人というご指摘ですが、待機者名簿の中には、亡くなっている方や他の施設に入所されている方もいますので、実質の待機者は3名から4名程度と考えられますし、在宅での生活が難しくなった場合には、介護支援専門員が施設等をご本人の状況に合わせて提案することになります。

第7期介護保険策定時の推計では、国のシートを基に算出しておりますが、平成29年度の要介護3以上の人数が123名で、2025年度は130名ということで、8年間に5.7%の緩やかな伸びの予想であります。

将来、施設が足りないという状況が訪れることがないように、国は介護予防に力を入れることを推し進め、本町も「筋活クラブ」や「いきいき百歳体操」など、楽しみながら継続できる取り組みの他、ボランティア活動に力を入れているところです。

他に特養の増床や建設などのご意見もあろうかと思いますが、増床や建設については、自治体向けに補助金等もないことに加え、介護員等の人材確保が難しいことが予想されます。

また、増床は被保険者の介護保険料にも影響を及ぼしますので、できるだけ保険料高騰につながらないように努めていかなければならないと考えておりますが、今後施設の入所等がひっ迫する事態になりました時には、改めて検討したいと考えております。

以上、お尋ねのありました点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） この質問は何回か各議員さんが特養問題を聞いておりますが、今、静寿園、赤字経営の中で施設が足りなくなる前に静寿園が残れるかどうか、非常に心配しますが、その点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご心配の質問は最もでございますけども、なくしてはならない施設だと考えているところです。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 今、町長の方からこの施設に関してはなくしてはならない、残さなければならぬ施設だというふうにお答えをいただきましたが、この静寿園に関する質問、西山議員が確か12月にしたと思いますが、その中で特養の運営は訓子府福祉会が行っています。そして独立採算性が原則ということで、赤字だからといって補助は簡単にできないよと。それから3年間か5年、こう黒字化する計画が必要で、そういう趣旨があったように記憶しておりますが、町が主導して施設を設置した経過、非常にこの質問をするにあたり、佐藤忠義前町長がこういう福祉の行政史を作っているということをお聞きして、図書館でこう調べたんですが、非常に設立から経過、こう書いている冊子を読ませていただきました。勉強させていただきましたが、その中で訓子府町福祉会に対する補助、これ福祉会だけではなかなか今、赤字が解消しないという問題があるようなので、その福祉会に対する補助を改めて町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 経過だけ申しますと人件費はいまだかつて補助をした考え方は実績もありませんし、考え方ももっていなかったというのが状況でございます。ただ、改修等については一定の比率を決めながら町がいくぶんのというよりもおおぶんの負担をしてきた経緯がございますし、それから施設運営にあたっては非常に厳しい状況というのはご存じのとおりでございますので、増床が必要だということでユニット型の施設を増床というか建てるか、あるいはまた個室化の問題にどう答えていくかということもございまして、

議員ご存じのとおりとは思いますが、10床の個室、あるいはショートステイの2床の増等含めて、これらの建設費を全額町で負担したという経緯がございます。その際にユニット制にすると独立採算性を求められますので、なかなか運営がうまくいかないということで福祉会が中心としながら全て個室も特別養護老人ホームが補完する形で職員も兼務しながら経営にあたっていくんだという考え方を持っていただきました。そして同時に今後の補助については大幅な多額の金額を要する補助以外については自賄でやっていただきたい。これが基本的な今までのスタンスでした。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 昨年10月になりますが、福祉会と意見交換を総務文教がやった訳ですが、その資料によりますと、福祉会の収入というのは介護報酬のもので決まったものしかない。だから施設の利用率を上げる以外、増収策はないんだというふうに感じました。入所されている方々が風邪やインフルエンザ、他の疾病によって入院したりすると、その分の介護報酬は入ってこない現状にあるなど。それを少しでも補うべく、ショートステイを入れて緊急収益をやっているような現状ではないかなというふうに感じました。支出についてはまた施設の性格上、削減するにも非常に限界があるなというふうに思いましたし、確か町長、12月の定例会、西山さんの答弁では福祉会の人件費、非常に高いなというようなことを言っていたように感じます。今の賃金水準があるからこそ、介護に対する人材が訓子府には確保されているんじゃないかなと私は思いますが、町長に聞きたいんですが、福祉会、経営改善のため、職員の給料を下げるべきかどうか、どういうふうにお考えになっているかをお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私どももその施設長が作った資料もお見せいただきました。それから、どうして基金が枯渇していくかということは、もう議員もご指摘のとおり介護報酬が下げられたと。国は基金積立をできるだけ排出、出させるという施策のもとで、むしろ後退的な福祉施策がとられてきたというのが一つの原因であります。標準の賃金からゆってもマイナスの要因は何かという施設長の資料を見ても、明らかに人件費が全国平均、全道平均よりも高いということが結果として、そういう形になったということも述べられておりますので、私は今のヘルパー、施設職員の給料が社会的なルールの中で、全体の社会の中で高いなんてことには絶対ならないと。むしろ安い中で職員が集まらないというのはご存じのとおりだというふうに思っております。しかし、それを一定の報酬を上げて確保するという事は事情としてはわからない訳ではありませんけれども、もしその人件費を町に委ねるということであれば、なぜ事前にそういう相談をしていたかできなかったのかと。上げてしまってから、今度は下げますなんてことにはならないでしょうと。ゆえに少なからず町が人件費分の支援してくってことになれば、少なからず5年計画なり、あるいは専門的な調査機関の調査を入れて、5年間の一定の推移期間の中で経営改善を進めていくということがあってこそ、町が幾ばくかの人件費を補助するという事のスタンスになるんではないのかと。

それからもう1点です。人件費を補助しているのは、うちの社会福祉協議会、それからもりの風、ところが金額の差はありますけれども、少なからず基本的には人件費を公表させていただいています。そうすると福祉会と社会福祉協議会の福祉職員ともりの風の職員

のばらつきがあってはならないということは当たり前のことであります。そうすると他の施設からみて、特に民間のもりの風から何かみてますと、赤字になったら町に求めていくというのは幸せな施設ですね、なんてことをね、聞こえてきます。むしろもりの風の方が人が集まらないということの中で非常に苦慮しているということもございますので、その点でいうと副町長を通じてですね、あるいは福祉課を通じて、それらをオープンにして、公開をして、そして具体的にどうしていかなきゃならないかということを経営的に詰めましょうということが一つです。

それからもう一つは幹部職員といいたいでしょうか、施設長だけがこの状況を把握するのではなくて、少なからず当事者の福祉会の勤めている職員も含めて、問題と課題を共有をして、なんとか前に進めていこうと。それから何よりも入所している人たちが安心して、そこで施設で暮らしていけるような状況を作っていくということを前提としながら、そういう前向きな検討が必要なんだということが私どもの一貫した考え方です。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） またですね、町長も当然、中期資金収支計画を見ていると思いますが、3年ないし5年で、あの施設が黒字化するということが可能かどうかを考えているかどうかを認識を一つお伺いしたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今の福祉制度の中では非常に難しい。これはもう当然であります。あそこの経営分析してるのは吉岡経営コンサルタントです。私ども町の企業会計等の自治体経営改革なんかについても、そこのコンサルタントがやっておりますから、施設長が企画財政課長の時にも、そこのコンサルタントに頼んでいます。私はそこの幹部職員に改めて今回の答申も読ませていただいたけども、コンサルタントとして率直に、今何が必要で、どういう道筋をつけなければいけないのかということ町にもできれば報告していただきたいということを申し上げております。その後、福祉課長とちょっと後で答弁してもらいますが、施設の側からどういうスタンスで臨もうとしているのか、あるいは31年度予算編成はもう終わっておりますけども、その後ぱたっとなくなりましたので、どういう状況なのかということも含めてですね、前向きに、いよいよこれはですね、明らかに経営が成り立たないと、やっていけないということになったらこれは申し訳ないんですけども議員の皆さま方にも説明をしていただきます。その上で私は行政と議会も含めて、一緒になって町の貴重な施設、大事な施設であります静寿園が健全に経営できるような支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 10月の訓子府福祉会との意見交換の中で、当初建設の施設についてはおおむね10年後には耐用年数を迎えるとのことでありました。昭和20年から28年ぐらいまでに生まれた、いわゆる団塊の世代が次々に70を迎えることとなります。近い将来、建て替えや施設の整備をどうするか、これは先ほどから言っておりますが、福祉会だけでこう片付く問題ではないというふうに思います。今まで町長の答弁がありましたように、ぜひ行政側と議会も一体となって、残す方向で前向きな取り組みをしていってほしいなと思います。あくまでも福祉会だの、行政だのっていう問題ではなくて、町民のため、特別養護老人ホームは町民が十分な福祉サービスが受けられる体制づくりが必要で

あって、現状に見合った対策をとるものです。現在、実質どれぐらいの日程で入所できるか、また4、5名の待ちということで町長先ほど言いましたが、入所希望者が重なった時の対応とか、他の施設への紹介や案内サービスはどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 町長から先ほどの回答にもありましたように、61名ほどの待機者のうち、亡くなっている方も、その名簿は整理されておられませんのでおりますし、既に他の特養に入られたり、老健施設に入られたり、または入院されている方がおりますので、実質、今すぐ入っていただきたいという方は3、4名かなというところで、職員の方では認識をしておりました。急遽やはりどうしても特養なりそういったところの施設に入所が必要ではないかと思われるような場合にはショートステイにまず入っていただくとか、他の町の特養だったり老健施設だったり、そういったところに介護支援専門員であるケアマネージャーが担当が1人ずつ付きますので、ご本人の状態に合わせて、最近では陸別の特養に入られた方もいらっしゃいますけれども、そういったところで範囲を広げながらも、すぐに対応できるようにということで、ご家族のお話を聞きながら調整をさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 今の課長の答弁では、入所希望が重なったり何かの時にはケアマネさんが個々に対応しているということで、今後もその体制でいくということによろしいですね、わかりました。これ静寿園のこの問題の今後についての最後の問題になりますが、施設介護や在宅介護をどうするか、本町の高齢者の福祉に関する大変こう重要なものだと思いますので、本町の将来の姿を描きながら、やっぱり行政も一緒になって、時には特養を建設した時のような、行政主導で考えるべきではないのかなと思います。町長から先ほど答弁もいただいていますし、いよいよ経営が成り行かなくなった時には、やはり行政側と議員側にも相談をしてという話もありましたが、再度、今の質問に町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 国の福祉制度が貧弱だということの前提でいきますと、立ち行かないというのは、もう目に見えている。その時に私どもと福祉会が一体となって確認し合ったり研鑽<sup>けんさん</sup>をしてですね、現在も職員研修については保健師とあそこの職員たちが一緒になって専門家を招いてやっていて非常にいい関係に、いい状況を作り上げてきているということも聞いておりますので、経営についてもですね、同じように、そのような形で進めていきたいというふうに考えています。ご存じだと思いますけど、美幌町、置戸町、これらはですね、元々は町営だった訳です。この10年の間にみんな民間になっていきました。一定期間は補助してはいますが、自立を目指していただきたいということで、状況によっては全国的な福祉法人に委ねていくということもケースとしては見受けられておりますけれども、私どもの町は佐藤忠義さんが編纂した私も読ませていただきましたけれども、非常に行政が主体的に民間の町内の民間の方々の方に力を借りて、そして法人を立ち上げたという経緯がございます。一方では経営的な手腕をもってほしいということと、普通の福祉法人とは性格的に違うということも十分承知でございますので、あらためて今後に向けて安心

して、なくてはならない施設、むしろまたもうかなり老朽化してきているのも事実ですから、建て替え等については福祉会だけではとても無理だということは明らかでありますけれども、相当の予算を投入していかなければならない。国の補助はないという状況の中で議会と一緒にあって、やっぱり認識しながら一緒に作っていくという基本があるんじゃないかなと思っています。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） ただいま町長から力強い答弁をいただきました。将来に向けて団塊の世代が戸惑うことなく、心配ないんだということで町民にも説明していきたいというふうに思います。

次に、2点目の質問に移りたいと思います。

町内のインターネット通信環境についてお伺いをしたいと思います。

日常生活の中にインターネット通信が常識の時代になってきました。

農業の町訓子府でも、昔はクワやカマを手を持ち農作業を、今はスマートフォン、パソコンを片手に作業を、というふうに様変わりしてきました。毎日の気象情報や各種情報の入手、栽培履歴、税申告、6次産業化、酪農経営管理など、インターネットが経営の中に入り込んでいる現状があります。

そこで、次の点につき伺います。

ADSLサービスの終了予定が2023年1月となっておりますが、光回線の通っていないところの対応につき伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町内のインターネット通信環境『ADSLサービスの終了予定が2023年1月となっているが、光回線の通っていないところの対応について』」のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

町内のインターネット通信環境につきましては、平成23年11月にフレッツ光サービスの提供が市街地を中心に居武士小学校を含む日出市街、道道北見置戸線沿線日出、穂波地区、清住地区で開始され、固定系の超高速ブロードバンド整備率は平成29年3月末の世帯割合で80.5%となっております。

お尋ねのあったADSLサービスの提供終了につきましては、フレッツ光サービスの提供区域であり、区域外は従来どおりのサービスが継続されるとお聞きしています。

しかし、議員も前段言われている国が進めるスマート農業の推進のほか日常生活においても欠かせない基盤となっていることは事実であります。一昨年に夜間町長室に2名の農業青年が訪れ、通信環境の現状とブロードバンド整備について要請を受けたところであります。

そういった中、オホーツク圏活性化期成会総務文教厚生専門委員会委員長としての中央要請に臨み、自治体が光ファイバを整備する公設方式の拡充ならびに民間事業者の不採算エリアへのブロードバンド環境整備への財政支援制度の創設などの要請活動を先頭に立て進めてまいりました。

結果として平成31年度の総務省予算に観光地や農地などの非居住地域を含めた条件不利地域の光ファイバ整備について民間業者が整備する場合も補助対象とする制度拡充が盛り込まれています。



また、先月の理事に就任した、私がですね、先月理事に就任した北海道市町村農業農村振興対策協議会の役員会においても今後のスマート農業推進に向けたブロードバンド環境整備の必要性について意見を申し上げてきたところであります。

いずれにしても多額の経費を要しますので、急速に技術革新が進む無線系の活用も見極め検討することが必要となります。

以上、お尋ねのありました件につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） ただいま説明いただきましたが、2、3点追加質問をいたしたいと思えます。

まず最初に、インターネット通信は公共インフラにあたるのかどうかをお聞きしたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま再質問でインターネット通信が公共インフラかどうかというところのご質問いただきました。定義としては公共インフラとしてはまだインターネット通信というのは認められていないかなというふうに思います。そういう意味では、こういった部分で、全国的にはもう世帯率でいくと97%の整備率になっているということです。今後は公共インフラとして、さまざまな部分が出てくるかなというふうには思っております。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） また先ほどの町長の説明で23年にフレッツ光サービスの提供が市街地、それから居武士、日出地区、道道北見置戸線沿線、日出、穂波、清住にサービスが開始されたというふうにあります。光回線が現在、光回線が通っているところと通っていないところがある。これ現実としてよろしいですね。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） NTTの財産でございますので、議員言われるとおりに通っているところについては、今言われたところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 私たちの住んでいる高台地区なんです。光回線がきていないので、ADSLの使用となっているんですが、ADSLを使っても電源を入れても接続ができませんという期間が非常にこう何分かこう流れてなかなかつながらない。ADSLでさえつながらない現状にあります。NTT東日本では23年1月31日にサービス終了というふうになっている。先ほど町長が言われましたようになっています。されていないエリア、フレッツ光が提供されていないエリアはサービス継続というふうにはあるんですが、ここでエリアカバー率が90とか95とか99%とされています。訓子府町が95%カバー率があります。99%のカバー率がありますということになってみられると、既にもうフレッツ光が入っているでしょうということになると、みなしでサービス提供が終了というふうにならないのか、そこら辺をお聞きしたい。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいまちょっとエリアサービス率の部分のご質問がご

ございました。国のというかですね、総務省の北海道総合通信局、ここが主にさまざまな部分、許可も含めてですね、補助も含めて管轄をしているところでございます、この資料でいきますと、ちょっとFTTH整備率というんですけど、超高速ブロードバンドという日本語訳にすると。これが80.5%、訓子府町ですね、これが1,677世帯ということでございまして、ちょっとエリアカバー率というところではちょっと出ておりませんが、道内の世帯整備率というのが97.7%です。そのうち農業集落の整備率、これが46%、農地面積の整備率、これが55.9%で、そういった状況を踏まえてですね、町長も一問目のご回答で申し上げましたけども、地域上げてさまざまな要望をした中で国は31年度の事業からですね、町長の答弁にありますように、条件不利地域、特に居住実態がない農地地域、観光地域、そこの普及を目指すということで、事業者への間接補助というかね、町が受けて町から事業者への補助をするという形になろうと思いますけども、そういった道を作ったということで、加えて今までは自治体管路方式というかですね、自治体管路方式の中で全国の予算が6億7千万円程度ぐらいだったのが、今回予算、まだ予算、国の予算成立していませんけども、六十数億円の予算を要望をしているということで、少しそういった意味では公共インフラも含めてですね、前向きになってきたかなというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 現在、携帯とかパソコン、通信速度が4Gということらしいです。これから段々5Gになっていくと。これは中国のファーウェイなどが参入してきたせいだと言われているそうです。非常に速度、通信速度が速くなって、先般、3月4日のNHK放送では、インターネット利用が国民の中でユーチューブ、SNS、ゲーム、メール、インスタと、それから小学生が1日のネット使用量が2時間使用していると。それから中学生が2時間44分、高校生が3時間使用している時代だというふうに言うておりました。そしてまたある放送、これもNHK放送になりますが、2月27日に放送されたものですが、北方領土に光回線が敷かれると。これ光ファイバ回線が敷かれて、ロシアの極東から810km、これも中国のファーウェイが敷くんだと。これまでの100倍の通信速度であるという報道がされました。北方領土でさえ光回線が敷かれる。やはり北海道の訓子府でも、やはり早くこれ整備をしなければならぬかなというふうに私は思いますがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ちょっと私、NHKの番組、ちょっと見過ごしてまして、ちょっと内容的には少しわからないんですけども、当然、国の部分でいくと、先ほど申し上げた条件不利地域の中にですね、離島も特に強調されている部分もございまして、そういった意味では議員言われるとおり早急な整備が必要かというふうには認識はしております。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 道内でも光回線の入っている地域と入っていないところが多々あるそうです。オホーツク管内でも小清水町、斜里町は訓子府に光回線が入った時期に、同じ時期に全戸に入っているそうです。なぜ訓子府町がその時に全戸に入らなかったのかなというふうに私は思うんですが、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、オホーツク管内の整備の関係をご質問いただきました。管内的には議員言われるように、小清水、清里、その他、津別、雄武、興部、西興部、それと大空町が今、事業中ということでございます。これにつきましては、まだ国の方の補助の条件として行政情報を住民に伝える設備としてのもので光回線を整備する。ちょっと大空の場合はちょっと条件拡充されて、単なる光回線の整備ということでございます。それで概ねですけど、大空別にして、22年に実施されております。22年は景気対策の補正予算等々あったりですね、裏負担がそのまま財源措置をされたとかですね、さまざまな財源的な部分があったのかなというふうに感じているところです。ただ、なぜうちがというところでいくと、ちょっと年度的にはちょっとあれだったんですけども、調べきれいなんですけども、一番最初に工藤議員から牛の個体管理の関係で、そういった施設の部分の整備が必要ではないかということでご質問いただいております。そういったところからいくと非常にですね、議員さっきおっしゃられたとおり4Gから5Gが変わるところでいくと、22年はまだ4Gが開発されたかぐらいの時期だと思うんです。それでも既にさっきファーウェイの話されましたけども、5Gが既に実用化に向けて整備をされてきているというところからいくと、単純にいきますと本当概算なんですけど、有線というか、線でつなぐだけで、うちの町でいくとおよそ5億円はかかるかなというふうに言われています。ちなみに津別町が4億5千万円、小清水は6億2千万円というような事業費かかっていますので、それと公設型でいきますと、津別は公設でNTT東日本に委託をして管理をしている状況にあります。そういう状況からいくと、津別町では年間委託費用が1,150万円、おそらくですね、7年後には線の更新という問題が出てきますので、それらを含めると、おそらく3億円ぐらいは、今度は更新には国の手当はございませんので、そういった部分は非常に将来的に見ると重くなるのではないかとということで町長からは民間事業者の整備をするべきだということで要請をかけていますので、やっとなんかという部分がある部分としては出来上がってきたかなというふうに思っています。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 現状では農家における税申告、それから農民連盟が行っている白色、青色申告、さらに役場税務課、町民課に申告を行ってます。またe-Taxがあると思いますが、このe-Taxで平成32年度申告分から貸借対照表をつけると65万円の税控除があります。使わない場合は55万円ということで、ここに差額が10万円生まれる訳ですね、若い経営者は、やはりパソコンで、e-Taxで簡単にこう税申告したいわと。で、そうするのであれば、貸借対照表付けて10万控除を簡単にできるからということなんですが、やはり回線が遅い、重い、使えない状況ではどうにもならないわという問題があります。また酪農業に関しては非常に大型化、多頭化しています。酪農業、1戸当たりの。夜中、特に夜中、分娩、子牛が生まれる。その分娩看視システムもほとんどこういうネット関係の機具を使って、夜中、牛舎までいなくてもスマートフォンやパソコンで管理ができるという、これは先ほど言われました雄武だとか西興部は特にそれを使いたいということで整備されているように思います。ぜひこの牛屋さんの人が非常に少なくなってきた、海外からそういう実習生だとか労働者を使う時代になってきてますので、この整備を急いでいただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 若い人たちといろいろ話をする機会がございますので、今、議員の要請のあることについては、もうごもっともというか、全くそのとおりでというふうに私自身も認識しています。少なからず北海道や農林水産省、総務省については、私が管内の先頭に立って要請活動をしているというのは今日までできました。昨年秋には農林水産省の生産局長を中心とする幹部職員に武部代議士も同席いただいて、今、光の状況を何としても前に進めてもらわないと困るんだということを自民党の政調会でも申し上げましたけども、そのことについては代議士も含めてですね、非常に認識している。農水省もかつてあったこの制度を現実的に自分たちの省庁も腰を上げなきゃいけないと。それは畜産クラスター等々ですね、大型ロボット化やパソコン管理、個体管理をしているということを含めてですね、認識しておりますし、将来的にはですね、パソコンというかコンピュータによる選挙投票なんてことも、時代が見えてきているという中で地域間格差があってはならないというふうに私は思っています。まだ職員には私話してませんが、4期目の政策として、この4期目の政策状況の中で重要な課題として、この光ファイバ、あるいは回線ですね、ブロードバンドの充実ということは掲げて現実のものにしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひお力添えをいただくとともにご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 最後の質問になりますが、ある団体が、これ農民連盟が、北見地区の農民連盟になりますが、光回線整備のために、国の方に3回ほど陳情に行ったそうです。これ総務省になりますが、総務省に行って、いろいろ話をした時に携帯からスマホのことまで聞かれたということでもあります。北海道で携帯使っているんですか、スマホ使っているんですか、非常に北海道、田舎扱いされたと憤慨しておりましたが、そんな中でいろんな団体やいろんな地域の声がある。だが基本的には国としては自治体からの要請をしないと駄目だというふうに言われたそうです。3回行って。門前払いであったそうです。ただ、我々はやっぱり明日からの生活のため、また仕事のため、農業営農のため、ぜひとも通信網の整備を進めていくべきと考えます。行政の実行力と先ほど町長からいただいた言葉、国の要請に対して期待をしていきたいと思っております。これをもって私の質問を終わりますが、町長からいふことあれば何かお伺いしたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私もこの点については、全力で再度4期目の町政を担うことになりましたら掲げながら前へ進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君の質問が終わりました。

ここで午前10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、堤三樹磨君の発言を許します。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。一般質問の通告書に従いまして、2点ありますけど、1点ずつ質問させていただきます。

公共施設の屋外喫煙所の設置について。

平成30年第1回定例会で受動喫煙防止対策についての一般質問で、公民館入口の灰皿設置と新スポーツセンターでの喫煙対応について問題提起をさせていただきました。回答では「受動喫煙防止対策での法改正であり、禁煙法ではなく観点が違うと思うが、実際利用者には喫煙される方もいるのでその点に配慮することを含め検討し対処していきます」とありました。質問から1年経ち、新スポーツセンターのオープンも間近ですので、どう対応されるのかをお伺いいたします。

公共施設は受動喫煙対策を取るより、全面禁煙が望ましいと私は考えております。町では町民健康増進のため健康診断の実施や肺がん検診の受診率向上に努めている中、行政は一丸となり町民健康増進に取り組むべきかと思いますが、町はどう考えているか改めてお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「公共施設の屋外喫煙所の設置」について、大きく2点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「公民館入口と新スポーツセンターの喫煙対策について問題提起したが、新スポーツセンターのオープンに際してどう対応されるのか」とのお尋ねがありました。

昨年7月25日に、望まない受動喫煙の防止を図るための健康増進法の一部を改正する法律が公布されました。受動喫煙とは、室内またはこれに準ずる環境において、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることであり、学校や官公庁施設など多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならないと規定されております。

健康増進法の改正により、多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他受動喫煙により健康を損なうおそれが高いものが主として利用する施設、ならびに行政機関の庁舎を「第1種施設」と区分され、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所である「特定屋外喫煙場所」以外は屋内および敷地内禁煙となっております。

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設以外の施設を「第2種施設」と区分され、屋内での喫煙専用室以外は屋内禁煙となっており、敷地内については望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮して喫煙することとなっております。

まず、公民館の喫煙所につきましては、受動喫煙防止を目的に平成23年度より館内を禁煙とし、正面玄関前に限定して喫煙所を設置しております。健康増進法の改正で、公民館は「第2種施設」に定義されていることから、引き続き館内につきましては禁煙とし、正面玄関の喫煙所は撤去いたしますが、公民館という施設の性格上、飲食を伴う催しが多くあることなど喫煙者にも一定の配慮が必要とする観点から、屋外喫煙所として他人に影響を与えない公民館施設内にプレハブ施設を設置することで平成31年度予算に計上し、

受動喫煙防止対策を図っていこうと考えております。

次に、旧スポーツセンターの喫煙所につきましては、受動喫煙防止を目的に、公民館同様、平成23年度から館内禁煙とし、正面玄関前に限定して喫煙所を設置してまいりました。健康増進法の改正で、スポーツセンターは「第2種施設」と定義されていることから、新スポーツセンターでは引き続き館内につきましては禁煙といたします。

なお、新スポーツセンターの利用者の喫煙場所にきましては公民館敷地内に設置予定の屋外喫煙所を利用してもらうことで考えておりますので、ご理解をお願いします。

次に、2点目の「公共施設の受動喫煙防止対策の考え方」についてお尋ねがありました。

公共施設の受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法の改正に基づきそれぞれの公共施設が適正な受動喫煙防止対策を行ってまいりますが、その施行日につきましては、第1種施設である学校や児童福祉施設、役場庁舎につきましては本年7月1日から、第2種施設であるその他の公共施設は来年4月1日からではありますが、町民の健康保持・増進に配慮する観点から第1種施設の施行日と同時に対策を講じ、良好な施設環境づくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今いろいろお答えいただきまして、前段で第1回、昨年第1回、ちょうど3月ですけれども、同じように視点としては、今ご回答いただきました受動喫煙防止対策という形で、要は本人が吸うかどうかでなくて、その煙による迷惑行為に対するという形で質問させていただきました。それが法制化されまして、今言われた第1種、第2種という公共施設におきましても区分分けがされ、ご回答いただいたとおりになっており、それに準じる対応をしますという話でのご回答をいただいたということで思っておりますけれども、私も実際、第1回定例会の時に、昨年第1回定例会の時にですね、置戸町さんの取り組み方、実は職員自らがこういう喫煙に対する考え方を町民に知らしめて禁煙の状態にしていきたい方向で検討を進めてられ、今の現状はわかりませんが、そういう動きをされていると。職員同士が話し合いをして、いろいろなものの禁煙の方向に持っていきたいという回答を実は総務課の方にお聞きした時にお答えいただいたり、そのことを前回お伝えしました。確かに担当課長の方からの私の質問自体、受動喫煙対策防止で禁煙対策とは別のことだご指摘いただいたとおりの質問になっていたんですけども、あらためまして、そのことに対してお聞きしたいというふうに考えております。特に今回、今年の正月の時に成人式ですか、その時に公民館の前でですね、晴れ着の女の子たちがこう写真を撮っているんですよ、そしてその少し前に若い成人されている男の子なんだろうけど喫煙してる。それが空くの待っている。写真を取る場所といたらそこなんだろうね、やっぱり看板出ますから、成人式という。確かに屋外ですので喫煙には問題ないというふうな点で指摘どおりのことなんだろうけれども、やっぱりそこで晴れ着汚れないかなって気にしてたり、空くの待ってたり、3人並ばれて写真を撮ると。それを灰皿を隠すようにして記念撮影をされていると。ちょっとそれを見るのも含めて、やはりちょっとこれは問題かなっていうふうに思います。それで今、ご回答いただきました。公民館敷地内にプレハブ施設を設置すると。それで要は屋外でも指定場所的には特別喫煙場

所を設置するという方向でのご回答だったと思うんですけども、それで気になりましたのは、ちょっと公民館の話でそれをされて、その後に新スポーツセンターでも同じように敷地内だけでも、屋外に設置しますよという話、逆か、新スポーツセンターの利用者の喫煙場所については公民館敷地内に設置予定の屋外喫煙所を利用してもらおうということですね。それでちょっとお聞きしたいんですけども、これ設置はわかりました。設置してそういう対応をしますというのはわかったんですけど、これスポセンのオープンがもう目の前きてます。これ設置、やっぱりそういう設ける以上は間に合うというか、開館されますんでね、人の参集も多いですから、間に合うものなのかなということと、そしてまたそういうプレハブ施設ということでご回答いただいています。予算ならびにその作りですか、どういうふうにされるか、つまり中にプレハブの中に吸煙機器ですとか、そういうものですか、もしくは照明って屋内灯ですとか、そういうものをされるのか、今、話になりましたけども、公民館敷地内ということで新スポーツセンターも兼ね合わせるということで、その距離感といいますか、要は設置場所をどこにすることによって共有性、これおそらく温水プールの方のことも3箇所まとめて考えられているんだと思うんですけども、そこら辺についてちょっとお聞きしたいんですけど、どういうふうに捉えられ、どういうふうに考えられているかということ。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま受動喫煙防止対策に対する公民館、スポーツセンターの喫煙場所について、3点のご質問がございました。まずスポーツセンターオープンにあたっての喫煙場所でございますが、3月31日に落成式を行いまして、その後、一般に利用を供用することになっておりますが、もう当初からですね、喫煙場所はスポーツセンターには置かないということで、今、公民館の方に設置をしている場所を利用させていただくということで、当座はですね、新しい屋外喫煙所を新設するまでの間はですね、そちらの方を利用していただく方向で今、進めようと思っております。それから新しい受動喫煙の屋外喫煙場所につきましては、予算審議の中でも思いますが、あらためて大体、現在、2坪ほどの、いわゆるプレハブ小屋を想定をしております、もちろん電源も引き込んでですね、人の通りの少ない方に煙を出すというのが屋外喫煙所の方針としてございますので、そのような形で煙が屋外の方の人の通りのないようなところに排出されるような形でですね、換気扇で排出するというような作りを考えています。設置場所につきましては、まだはっきりと決めておりませんが、一応候補としては、例えば公民館の北側の方ですね、裏側というんですかね、そちらの方を今、想定をしておりますが、まだはっきりとですね、この場所ということでは今、検討している段階でございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今、お話ですと、要は予算通って、これから設置に関しても、オープンは間に合わないという話ですね、しかもスポーツセンターの前に置くんではなくて、わざわざ公民館の前に来て吸えよという形なんですね。当然、案内表示板はするんですけども、ちょっと何かこうちょっと違うような気もするんですよ。さらに設置場所、今、明確に決めていないけど、北側に置くということになると、敷地の北側の方ということになると、どこら辺までいくんだ、北側だから向こう側ですか、裏ということになっち

やうんでしょかね、どうです、実際にその喫煙場所として、よく見かけます。他町なんかのいろんな施設関係行った時に、禁煙になっている場合は駐車場の車の中で吸われる方、結構いるんですね。もしくは路上の雨水枡の上とか、雨水枡というのは道路にある枡のところに行って吸い殻そのまま投げちゃうんでしょかね、あれね。そんなような形を助長される。それで予算書出たので見てましたら百何万というふうに、他のものも入っているんでしょけども、100万円かける意味合いがあるのかなってというのが正直な感想でございます。ただ、法的に今回改正された中で第2種施設ということで、こういう形で喫煙防止、受動喫煙防止には対応していきますという姿勢はわかりましたので、一つそこでもちょっとお願いがありますけれども、なるべく、私、問題提起させてもらったの、まず公民館前に喫煙場所を設けていること自体が大変景観的にもよろしくないし、害を及ぼしているんでないかということでご質問させてもらっています。そこにいつ設置になるかわかりませんが、そのような状態が続くということは、好ましくないと思いますので、早急な対応をお願いしたいと合わせて、当然、喫煙場所として指定する以上は、新しく新設される場合ですよ、それに対する案内看板ですとか、施設内は禁煙ですという明確な表示をするということを心掛けていただきたい。非常に離れた場所になると思いますので、案内の仕方、難しいと思いますけども、そこら辺は徹底してくださるようお願いしたいと思います。そこら辺に対して対応等はどうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 公共施設の喫煙の関係でのご質問の中で、特に公民館とスポーツセンターの関係でのお話でしたので、私の方からお答えしたいと思います。前段、私の方からお答えしたように、第1種施設である役場庁舎や児童福祉施設ですから、うちで言いますとこども園だとか子育て支援センター、児童センター、それと学校施設である小中学校については、これは全面敷地内は禁煙ということで、そういう方針で今、進んでいることと、それ以外の施設につきましても第2種施設ということになりますけど、その中でも屋内はもちろん禁煙ですけど、第2種施設の中でも喫煙できる場所を指定してですね、そこで吸っていただくような方策を町全体としてとるとというのが今の町的な考えですので、その辺のことも含めて、あと現実的には法の施行が来年4月1日なんですけど、それを前倒しして7月1日まで町が全体でその辺のところを取り組んでいくと。それとその中のこれから4月以降になりますけど、その辺のこを町民に向けてですね、その辺のこともPRしながら、よりよい健康に守るといふか、その辺の観点で進めてまいりたいと思いますし、もちろん施設が設置されれば、それらの案内看板も含めてですね、それらの整備についても取り組んでまいりたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 7月1日までという形で法にのっとった上での対応をしますという形で遵守して、それを逆に言うと町民にもご理解いただきたいという方向でのご回答いただいたと思うんですけども、くどいお話をさせて申し訳ないんですけども、その対応としてはきちんとしていただきたい。でも実際に喫煙自体がですね、私も重々それに対して、実際、自分はまだ2回も禁煙し、今もずっと吸ってません。それと同じようにここにもいっちゃうと思います。体調を崩されて実際に禁煙することになったり、そういう方も結構最近が多いと思います。それでスポーツセンターでの対応、公民館での対応はそれはそ



れとしておいて、時間の問題もありますから、やっていただきたいんですけども、ただそれ合わせてですね、やっぱり喫煙自体がやっぱり本来、百害あって一利なしというか、やはりいろんな部分で多くの方にもご迷惑をかける部分もあると含めますし、また公共的に行政さん、町民福祉の増進やそういう福祉の増進を目的として行う行政サービスを行う行政として、また町民の健康で健やかな生活の環境をつくることを目指す、それが行政のお仕事だというふうに思いますんで、あらためてお伺いいたします。この対策法はまた別としまして、今後、公共施設全体としてですね、個人のところまで踏み込んでの話はできないと思うんですけども、行政サービスを行う者として、公共施設内の全面禁煙って再検討をしていくというような考え方はないのでしょうか。そこちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今回の健康増進法の一部改正をする法律の公布に伴いまして、第1種、第2種施設とありまして、第1種施設については建物、それから敷地内禁煙、それから第2種につきましても、建物禁煙ということで、ただ第1種施設につきましても敷地内で喫煙する建物、例えば先ほどプレハブみたいなものを設ければ吸えると。それから第2種施設につきましても屋外については規制されていないということですけども、今回公民館につきましても、同じ敷地内ではござい、建物内は、失礼しました。第2種施設の中で、きちんとした喫煙できる施設を整えていけば屋内でも喫煙することができるんですけども、今回、町の考え方としまして、公共施設内は全面禁煙、それから第1種施設につきましても、敷地内も禁煙にするという取り組みを行うということとしております。屋外での禁煙可能な第2種施設はございますけども、そうしたところにつきましてもきちんとした、今回公民館で設けるような喫煙場所を特定すると。それから例えば公園だとか、そういったところもあると思いますが、そういうところについてもきちんと、この場所では吸ってもいいですよという喫煙場所を看板つけるなり何なりして、その場所を特定すると。きちんと明示するといいますか、そういった前向きに取り組んでまいりますので、その点、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 前回質問させてもらった時に課長の方から質問の私の仕方がへたくそだったんでしょうけども、受動喫煙防止対策と禁煙方法は別のことだという反論をいただいております。今回、通告書の中でも、このことに対する対応は法律的なものに対する対応のことは理解するし、それは進めていただきたいけれども、それを超えた行政として、公共施設を管理、預かる者として、喫煙に対する考え方をもう1回再考するお考えはないでしょうかという質問なんですけど。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、先ほどの質問にお答えした時点ですんで、例えば屋内でも喫煙場所を施設の中に設けることができる場所もあるんですが、それについては、法律上は設けることは可能なんですけども、それについても、屋内については禁煙すると。それから屋外につきましても喫煙場所を特定させる。敷地内全部が禁煙ということではないんですけども、そうした前向きな取り組みを行うということで、法律上、決まっているものをさらにちょっと踏み込んだ形での公共施設での受動喫煙対策について、取

り組んでいくということですので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 前回の回答いただいたのと、それがちょっとうがった聞き方をしたら申し訳ないですけども、喫煙する方もいれば禁煙される方もいるけども、喫煙される方もいると。両方を考えていく必要があるという、その苦慮した中での今回はご回答だということでご受け取らせてもらってよろしいですか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今回、町の公共施設のそうした措置については今回の健康増進法の改正法ですか、この主旨にのっとった形で望まない受動喫煙を防止するという意味合いからですね、こうした対応をとらせていただくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） わかりました。これ押し問答になりますし、方向としては町の方針としてわかりましたので、機会あり、また新しい体制になった時にどう考えられるかは、あらためることにさせていただきたいと思ひます。

続きまして、2点目の方に入らせていただきます。

図書館の増改築につきまして・

町長の所信表明で「4期目を最終章として町民主体のまちづくりを」と決意を述べ、課題の一つに手狭となっている図書館の増改築をあげ「財政状況を見極めながら取り組みたい」との新聞報道がありました。その課題とした図書館の増改築は、平成24年図書館振興計画策定委員会からの答申を経て、平成27年「訓子府町図書館整備基本計画」を策定し、隣接地の先行取得を行っています。時間の経過に伴い、状況や町民要望に変化が生じていると私は思ひますけれども、再検証し再考する考えはあるのかないのか、その点についてお伺ひいたします。

また本定例会に提案されています、町民主体のまちづくりのための「訓子府町まちづくり町民参加条例」の第2章（町民参加手続）第6条1項第3号に「町民の公共の用に供される施設の設置に係る計画の策定又は変更」がうんぬんと規定されていますが、これはまだ制定されておられませんけれども、この条例が制定された場合に、図書館の増改築を例として、施設整備に関わる計画に町民参加がどのように反映されていくのか、例としてお伺ひいたします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「図書館の増改築について」大きく2点についてお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

一つ目に「図書館振興計画や図書館整備基本計画を策定しているが、時間の経過に伴う状況の変化などによる図書館の増改築についての再検証・再考」についてのお尋ねがございました。

図書館につきましては、昭和59年に開館以来、多くの町民に「本との出会いの場」として利用され親しまれてきました。

しかし、経年による建物および設備機器の老朽化と狭隘化<sup>きょうあいか</sup>が進み、十分な管理やサービスにも限界を生じていることから、図書館整備の準備を進めてきたところでございます。

平成24年度には「図書館づくりの主役は町民である」との理念のもと、各分野の幅広い年齢で構成する策定委員会において、将来の図書館づくりの基本構想となる図書館振興計画を策定いたしました。

振興計画策定にあたっては、児童から高齢の方まで広く町民からの意見の聞き取りやアンケート実施などを行い、町民の図書館に寄せる期待と意思の集約に努めてまいりました。

この振興計画では、町の中心部であり子どもたちに身近な場所である現在地の立地の良さを再確認するとともに、「本との出会い」の場を最大限に生かせる、ゆとりあるスペースを確保するための増改築による整備を基本方針としております。

平成27年には、振興計画をより具現化するために、新たな図書館の機能・施設の方針をまとめた「図書館整備基本計画」を策定し、平成23年・平成26年に隣接する民有地を先行取得し、施設整備の準備を整えてきたところです。

図書館整備にあたっては、先にまとめた「図書館振興計画」や「図書館整備基本計画」での期待される図書館像や構想などを基本としますが、振興計画から6年を経過していることから、計画の内容を点検・精査し、建設に向けて再検証を進めていきたいと考えております。

二つ目で「まちづくり参加条例が制定された場合に、図書館の増改築を例として、施設整備に関わる計画に町民参加がどのように反映されるのか」についてのお尋ねがございました。

先の二つの計画策定時におきましては、計画書の発行や町ホームページでの公開、また整備基本計画では概要版を作成し、全戸配布するなど広く町民にお示しし、周知とご理解をいただくよう努めてまいりました。

また、図書館整備については、策定委員会の審議をはじめ、町民のご意見を伺いながら策定された図書館振興計画や図書館整備基本計画を基本としており、現時点では、それぞれの計画自体に大きな変更があるとは考えておりませんが、今後図書館の整備を進めていく中で、基本設計や実施設計など具体的な段階になりましたら、新たに制定する「まちづくり町民参加条例」に基づき、必要な町民参加の手続きを踏み、町民の皆さんの声を聞きながら進めていくこととしたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 図書館に関しましては、今、ご回答の中にありましたように、多少年数の計画が作られてから年数の経過、確かに平成24年、25年ぐらいが中心として、その状況での、ベースでの情報といえますか、周辺環境等含めまして、出されてきた答申の計画書だと。それから今は30年ですから、31年ですから、5、6年ですけれども、環境という部分でいう、町長も課題の中で財政面のことでということ財政面での問題等ありますが、その点でということでお話がございました。増改築に関してですね、着手、そういう問題を含むということで、ご回答いただいて、と新聞報道等にありましたけれども、これでちょっと気になりますのは、やはり、あの時、24年、25年ぐらい、そこら辺から認定こども園の建設、あわせて、それからスポーツセンターの建設、12億、16億弱の大型投資事業が実際に行われている訳です。平成24年は町長再三にわたってすご

く基金保有と地方債残高の差といいますか、そこに対して基金保有高も上がっている形で財政面、改善されたというお話もされております。ですけれども、今言ったようにこども園であったりスポーツセンターの大型投資が始まったことによって、やっぱりそこら辺でご回答いただきましたが、それぞれの計画、つまり基本計画には大きな変更があるとは考えておりませんがという回答がありますように、ここが状況的に大きく変わっているんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、図書館整備に関する、町長の報道発表の部分の財政的な部分も含めてという部分に対して24年、25年の状況と現在の財政状況が大きく変わっているのではないかとこのところのご質問をいただきました。現実に行きますと、こども園整備が27、28、約13億ですか、スポーツセンターがこの29、30、31ということで16億程度の事業費で実施してございます。ちょっと基金の推移と借入金の推移が手元にちょっと資料がございませんので、基本的な財政運営といたしましては、どうしても議会からもさまざまなご意見をいただいております。大型事業が連続するんじゃないか。そういうことを見据えまして、こども園につきましては、起債の借入金を6年で償還をするということで、33年ぐらいに償還が終了する形で現在進めております。加えてスポーツセンター借り入れについては9億、建物本体としては9億ということで借り入れをしておりますので、スポーツセンターの借り入れの元金償還が始まる前の年にこども園の償還が終わる形になります。こども園償還は現在年6千万円ほどで、スポーツセンターの償還がおおよそ9千万円程度ということでございますので、加えて本年度、既存起債というかですね、これは議会の議決もいただいて、現在、繰上償還を実施している最中でございますけれども、3億数千万円程度の既存の起債を繰上償還するというので、そういった意味では、さまざまな部分を財政運営上はやってきているということでございます。そういった意味では平成24、5年の比較で行きますと、基金残高が25年で39億、公債残高が45億9,200万円、これが31年度末の予定でございます。公債残高が49億9,500万円、基金残高が34億1,700万円というような状況になっております。そういった状況も含めてですね、町長が申し上げた報道発表の部分につきましては、それらも見極めて建設年度というのは計画していくということで、我々事務方は捉えてございます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今、担当課長の方で財政的には不安はないだろうというような予測なんですけれども、じゃあちょっとその点でお聞きしたいんですけれども、図書館振興計画書の中に書いてありましたけれども、平成25年6月に施設整備、建設コストの比較検討をし、建設の増改築費用に対しての検証したことによって、先行地取得なんかは踏み切ったというのでもございました。それでお聞きしたいのは、じゃ実際に今、平成33年目途には財政的な部分でクリアできるんじゃないかというような予測的なお話をいただいたんですけれども、それに対して、じゃ、その新図書館として位置付ける増改築の費用といいますか、そこら辺はどういうものなんでしょうか。併せてちょっと併せてお聞きしたいんですけど、先行取得しました建物撤去までして整地しました北側の土地ですか、に対する、そういうものの費用はどうであったか。もう1点、ちょっとわからないんですけれどもね、こ

れ見たんで、仲町の39番地の既存に今、住民不在になっている家がございます、そこ  
ついでこの間、中の備品整理をなさってたんですね。それ普通だったら業者やるのかなと思  
うんですけども、町の職員の方がやられていたような、町のダンプ使って資材運び出しを  
してたように私には見えたんですけど、そこ部分、ちょっと複数にわたって申し訳ないで  
すけど、ちょっとどういうものなのかお答えいただけますでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 大変、私の説明がちょっと至らなかった部分あると思う  
んですけども、前段、今の再質問の前段で33年ぐらいには財政状況うんぬんということ  
で議員からおっしゃられましたけども、私の説明の中では現在の31年度末の状況はお示  
しをいたしました。将来にわたった部分の公債費負担の話もお知らせいたしました。しか  
し建設の財政状況が好転するとか、そういった部分については、町長の報道発表にあると  
おり、それらを見極めて実施をしていくということでございますので、それ以上のことは  
私の方からは申し上げておりませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 図書館長。

○図書館長（山田洋通君） 今、堤議員から新図書館の費用の試算、また先行取得した土  
地の関係、そして3番目には仲町39番地の件ということで3点ご質問がございました。  
私の方からはその中の1番の新図書館の費用と先行取得した土地の関係、この2点につ  
いて説明させていただきたいと思えます。まず1点目の新図書館の費用ということでござ  
いますが、これにつきましては振興計画策定当時、また整備基本計画の策定の過程の中で、  
あくまでも試算ということでの費用を試算したものでございます。それで考え方としては、  
今現在既存の建物を活用して改築、そして新築部分を増築しての部分ということで、新築  
と改築という部分の二つで合わせたもので考えております。これ建物の面積にもよります  
が、策定委員の皆さん、町民の皆さんからいただいた、いろいろな要望がございます。と  
にかく何て言うんでしょう、スペースを広くゆったりと落ち着いて読書が楽しめるとか、資  
料の充実ですとか、また他の活字以外の資料についても取り扱って、見たり楽しめたりと  
いうような場所などですね、いろんな要望ありました。それらを実現させていくというこ  
とでいきますと、どれぐらいの大きさになるのかということで、あの当時500㎡の既存  
に対して増築部分が800という、合わせて1,300という部分での試算をさせていただ  
きました。その際の費用でございますが、これにつきましては建築の費用、単価につき  
ましては、毎年変わっておりますし、また具体的にどのような内容、どのような設備を置  
くかによってもまた変わってきます。ですが、いわゆる基本設計、実施設計、そして建物  
の工事、そして外構の整備、通常ですね、行なう部分、それでいきますと、合計しますと  
6億弱の部分で試算した経過がございます。

2点目の先行取得した土地でございますが、まずは23年には隣の土地、そして26年  
にはですね、北電の管理用地を取得した経緯がございます。北電の管理用地につきましては、  
町が土地を購入しまして、そして町で建物を解体したということでございました。こ  
れにつきましては、建物の解体費用も含めた中での土地の購入ということで、確かその購  
入金額は百八十何万での購入であったかと記憶しております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま仲町39番地の土地と建物の関係で備品整理をしているのではないかということのご質問かと思えますけども、この仲町39番地の土地、建物につきましては、昨年度ですね、寄付の申し出がありまして、11月に寄付を受けている状況でございます。それにつきましては図書館の用地ということで活用するというので今、進んでおりまして、来年度予算においてですね、建物の取り壊しをみているという状況でございます。政策予算ということで、とりあえずは寄付を受けているということで、土地の活用をするということで今、現段階では考えているということでございます。それではできるだけですね、今、土地と建物、建物の方を壊す方向ではいるんですけども、できるだけですね、費用をかけないようにということで、町の方で直営ですね、取り壊しの方をごみ処理等を含めてですね、整理をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、図書館長の方から事業費のお話をさせていただいたんですけど、あくまで基本構想の段階で、例えば今おっしゃった1,300㎡をその当時の先進地の面積当たりの数字を掛けたのがおおむね6億程度だったということで、その辺のところが一人歩きしないような形でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 再度そこら辺お尋ねしたい、教育長心配されている部分の旨はわかります。スポセンもそうでしたから、こども園もそうです。数字が先に先行しますよね、そしたらこども園なんか8億何がしというのが12、時代の流れもありますし、いろいろな条件があります。変わります。そうすると大体今お答えいただいた数字の3割から5割増しになるんだということをお話いただいたんだというふうに私は受け取らせていただきましたけども、そのことはいいんですけども、それでなぜそうやってお聞きするかという点に関しまして、今、建設課長の方のお答えもありました、寄付をいただきました。用地として。用地先行取得の部分と含めて用地を拡散できるという要件を含めてですね、あの場所という条件が内部ではやっぱり進んでいると思うですよ。回答の中の最初の部分ですね、今後検証しますという、計画の内容を点検、精査し、建設に向けて再検証を進めていきたい。これは取りようによっては大きくは変更しないけど、その建て方自体のを再検証するというふうにもとられるかもしれない。あわせてその後の方にはそれぞれの計画自体に大きな変更があるとは考えませんが、今後の図書館の整備を進めていくと。そういうようなご回答いただきました。私、お聞きしたいのは根本的に状況は変わってないかと。そういう認識は行政さんの方はないですかということでお聞きしています。と言ひますのは、町の中の商環境状況、この平成二十何年かぐらいまではまだ商店街区を含めまして、の状況ありました。その後シティ、ニコットさんがこちらの方に店出される。そういう町の中の流れ、計画の中にもありますように、人の参集しやすい場所、いろいろな計画あります。そういうようなものと状況が大きく変わってきていないか。そして子ども、小学校の子ども、その活用が非常に多かった。でも報告書の中にあるとおりに非常に下がってきています。その今言っている、4、5年の間でですよ、ものすごく利用者というか下がってきています。それは当然、図書館長の方で十分周知されていると思ひます。状況はあの頃から大きく変わっております。蔵書数は増えていますよ、でも利用者として、

それから登録されている方の名簿も下がってきています。小学校の方はというのは、わくわく園でしたか、何か放課後には、あそこかなり活用されていますよね、過ごし方として、ですから根本的にあの場所が計画の時にあった時点の要望とだいぶ私、変わってきているように思うんですけども、そこら辺に対してどうでしょうか、認識はどのように思われています。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 図書館の今の至った経過もちろん議員ご存じのように、今も昭和59年に建てる時に誰もが気軽に立ち寄れる場所だとか、町の中心部、学校に近い場所ということで建てられて今に至っているというのがこの図書館であり、それから35年あまり経過している中で利用されてきた状況もあります。それで振興計画立てた平成24年、5年からその状況と社会環境が変わっているのではないかというお話ですけど、私はやはりこの町の図書館としての場所も含めた、あそこの位置というところが町民に皆さん理解されているし、立ち寄れる場所ではないかということで、その辺に考えております。そのような中で町としても先行取得をしながら、今の位置に増改築で図書館の建て替えを進めたいという考えでございますので、今この状況の中で大きく何かが変わっているという私自身は認識しておりませんので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 時間をおして聞きましたので、私の考えの中で正直言います。小学校、非常にもう老朽化しております。ついこの間、留辺薬町さんの温根湯ですか、の方が小中一貫校と。建物自体ですね、これから先のそういうものに対してはそういう考え方も視野に入れていかなきゃならない。そしたら当町どうなるか、小学校残します、中学校残します、誰みても当たり前のように考えられる。そうすると今言ってきた流れだとかいろいろいろなものに対して先に対して、見方どうなりますか。認定こども園も庁舎の方に寄ってきてる訳ですよ。あそこの方に大きな施設関係がきています。そういう流れなども先を考えてみた時に、平成24年の基本ベースでやられたものが、そのまま本当にいいのかなというのが第一の疑問です。それと今回特にお聞きしたかったのは、町民参加条例という形でこの制定予定されているものの中で、私、聞いている中でも多くの方にこれはやっぱり気になる部分ですので聞いております。どうだということ聞いております。確かに高齢の方が多いというのも事情の中にあるかもしれないです。図書館の利用に対して、疑問に持たれている方が非常に、そこに踏襲するというようなことが問題じゃないかというふうに考える方もいらっしゃいます。そこの方の中で何人かの中で出てきたのは、役場庁舎広いしょ、無駄に使ってないかい、職員あんなにいない、合併が頭にあったから、あんなに広くしたんだべさ、福祉保健課ならびにあそこに入っている方を移動したら、あそこで十分スペースとれるんじゃないかかって、これ一部ご意見ですから、そのまま流してもらって結構なんですけれども、そういう状況的な変化があり、特に議会なんかで感じますのは、行政の方から答申が出てきます。それに対して議会はイエスカノーかっていうのが一般的な流れです。それしか言えません。建てるのはいいんですよ、古くなっているから、だけどそれをこう内容を変更するっていうのが非常に難しい行動なんです。それで例としてまちづくり条例という形で今度制定された時、町民の方からそういうご意見等が出てきた場合にはどういような形でそういう意見を組み込んでいく体制になっているのかとい

う形をあらためてお聞きしたいということなんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま本定例会で提案申し上げております訓子府町まちづくり参加条例の関係でご質問をいただきましたので、私の方からお答えいたしたいと思えます。さまざまな意見の結果として、どういう取り扱いをするんだというようなご質問だったと思えます。図書館というか、他の施設は別といたしまして、基本的にこの条例案の中で申し上げますと、いただいた意見については検討し、その結果について公表するというのを、ちょっと条文は別としてお示しをさせていただきます。だから、そういった意見がどこで出るかにもよりますし、さまざまな、要するに町民の方が意見を言う場所ってというのは、条例の中では充足するって言っていますので、さまざまな場所から出た意見については検討して結果を公表するという形をとることになると思えます。

○議長（上原豊茂君） あと3分です。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） まちづくり条例に関しては、後で聞いた方がいいんでしょうけども、ちょっと1点だけ、ただ、今いろんな町民の方のご意見を聞くという流れの中、町長から諮問がありまして、そこでその内容に対して検討するという方向ならびにいろんな方からも受けて、町民自ら、それを通さないでも委員会の方に出して、そこで審査すると。そういう流れもABCあるの通知いただいているのもわかっていますけれども、それでいても、そのご意見はいただいたのは全部町長に1回戻るんですね、それを審議の決定事項という訳ではなくて、そこで精査され、その内容は公表されます。ですが一度それが表舞台に出るのではなくて、一度精査の対象になるという流れ、フォローになっていると思えますので、それから全体にかけられるというような流れになるかと思えます。町民のあれもありますけれども、そういう流れの中で私言いたいのは、こういうふうに方向を決めてきているもの、ただ町民の中で今要望が変わってきてないですか、建てるのを駄目だと言って、変えるのを駄目だと言っているんじゃないけども、内容的にちょっと検証すべき内容があるんじゃないかというご意見が町民の中にありますよと、それをどうくみ取っていかれる形なのかという形で、だからそういう中で条例作って、そこでくみ取る。それを・・・

○議長（上原豊茂君） 回答求めるんだったら、あと1分です。

○4番（堤三樹磨君） はい。ますということでしたら、それで十分理解するんですけども、そこら辺に対して、再度あらためてお聞きしたいです。町民の声どのように吸い上げていくかをお知らせください。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がないから、簡単に言います。金がない、しかしやらなきゃならないことはやる。そして今ブロードバンドの話が出た、消防庁舎の話が出た、図書館の話が出た、じゃやらなくていいかって、我々は金を貯めるだけが目的ではない。財政的な効率運営をきちんとしてやるべきことはきちんとしてやる。そして町民の生活が豊かにするというのが基本原則です。しかし私が記者会見したのは、とは言いながらも、当面、今、急がなきゃならない施設は二つありますと。そしてそれは財政の状況を適切に把握しながら施設建設について踏み切れるかどうかということの判断をしていかなきゃならないということでもあります。もう一つ、まちづくり基本条例の中に図書館、例えばそれを諮るのか



と。建てますか、建てませんかなんて諮り方はしません。図書館協議会があります。教育委員会議があります。そして社会教育会議があります。それぞれの法制上で決まった、そういうものを優先にしながら、私たちは町民の声をまちづくり基本条例の中で吸収しながら、受け止めながら最終的には判断をしていく。そして議決は議会が得るというスタンスではないかというふうに思っておりますので、それからもう1点だけ、合併を視野に入れて庁舎を建てた訳ではない。平成13年ですので、これはご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） そういう諸問題を大きく抱えながら4期目、町長頑張るという所信されていると思しますので、今も町民の声という形でご理解いただいて、僕は十分な話だと思しますので、建設に関してもですね、あ終わっちゃいましたね。

○議長（上原豊茂君） 時間終わりました。

○4番（堤三樹磨君） 以上で終わらせてもらいます。よろしく願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

#### ◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） ここで議会運営委員長から今後の議会運営について報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（余湖龍三君） それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会から、ご報告を申し上げます。

本日、午前11時30分から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における今後の議会運営について、協議をいたしました。

協議の内容については、平成31年第1回定例会における開会時間の変更についてであります。

今定例会第8日目の3月14日は、午前中を休会とし、開会時間を午後1時からとすることに決定しました。

以上のとおり、議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

#### ◎開会時間変更の議決

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり、3月14日、午前中を休会とし、開会を午後1時からといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、3月14日は午前を休会として、開会を午後1時からとすることに決定いたしました。

会場内の温度が上がっておりますので、それぞれ議員、説明員におかれましては、体調に合わせた上着の対応をお願いしたいと思っております。

◎一般質問

○議長(上原豊茂君) 次に、5番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○5番(西山由美子君) 5番、西山です。通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目の質問に入る前に、1点目の質問の二つ目の項目に教育専門員の位置付けとあります。その私たちの町で平成28年度から3年間にわたって教育専門員として活動なさってくださいました鈴木隆雄氏が昨日急逝なされましたことを聞きました。心からお悔やみを申し上げるとともに、これまでのご功績に心から感謝申し上げたいと思っております。

それでは、質問に入ります。1点目の質問は教育長にお伺いいたします。

本町の子どもたちを守るための児童相談の現況と対応策についてです。

今、少子化、人口減少と叫ばれ、その対策に頭を抱えている私たちの国で、宝物であるはずの子どもたちが守り育ててくれる存在の親たちから日常的に虐待を受け、心も体も傷つき、果てには命を奪われるという信じがたい事件が後を絶ちません。しかもSOSを出しているその子らを守るべく立場になる教育委員会、児童相談所が全くその役割を果たさず、言い訳と詭弁<sup>きべん</sup>を繰り返すその姿勢に強い憤りと不信感を抱くのは当然のことではないでしょうか。私たちの町は大丈夫と自信をもって言えないのは、「家庭」という外から見えない領域での出来事だからです。本町の600人足らずの子どもたちが健やかな毎日を過ごせるように児童相談の現況と対応策を伺います。

1点目、教育現場(幼年、小、中学校)における児童、保護者からの児童相談(種別毎)の件数は。

2点目、それらの相談事の対応策と教育専門員の位置付けは。

3点目、子どもたちを暴力や虐待から守る未然防止策をどのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長(上原豊茂君) 教育長。

○教育長(林 秀貴君) ただいま「本町の子どもたちを守るための児童相談の現状と対応策について」3点のお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

全国で、子どもたちが暴力的虐待により、幼い命を落とす事件が相次ぎ、特に今年1月には、千葉県野田市で、小学4年生の女子児童が父親の虐待により尊い命が奪われたことは、私たちに衝撃を与えたとともに、深い悲しみを感じたところです。

この事件では、子どものことを第一に考え、それぞれの機関が連携し慎重に対応すべきものだったことを大きな教訓として残しました。

1点目の「教育現場（幼年、小、中学校）における児童、保護者からの児童相談（種別毎の）件数」についてのお尋ねがございました。

まず、こども園では、毎月実施している育児相談などの場で、保護者からの相談を受けており、今年度はこれまでに29件の相談があり、保育に関するものが9件、子どもの育ちに関するものが20件という相談内容でありました。

また、町内の小学校では、保護者から他の児童に対する生徒指導に関するものが2件、その他に教育委員会に対し、学校での児童への対応に関する相談が3件でありました。また、中学校では、保護者や生徒から、友達などの生徒指導に関する相談が5件、その他に小学校同様、学校での生徒への対応に関する相談を5件、これまでに受けております。

児童、保護者からの相談の多くは、子どもたちの校内や校外での生徒指導上の内容となっております。

次に、2点目の「これからの相談事の対応策と教育専門員の位置付け」のお尋ねがございました。教育専門員は、専門的知識と経験を活用し、多様化する教育ニーズや複雑化する教育課題に対応しているところです。

こども園に関する相談については、主体的にはこども園で対応しているところですが、内容によっては教育専門員が各小学校との連携についてコーディネートを行っているところです。

また、各小中学校での相談時の対応にあたっては、教育専門員が毎月1回定期的な学校訪問を実施しながら、学校との情報共有を図り、学校や子どもたちの様子を把握することに努めているところであり、生徒指導などに関するものについては、随時、学校からの報告を受け、その対応に対し指導、助言を行っています。

さらに、日常的に行われている「親と子の教育相談」においても、学校と連携を図りながら継続的に子どもたちに対し、相談業務を行っています。

現時点では、議員がご心配しているような、児童生徒からの暴力や虐待に関わる相談は受けてはいない状況であり、また、警察や児童相談所でも、本町ではこのような事案がないことを確認しているところです。

次に、3点目の「子どもたちを暴力や虐待から守る未然防止策をどのように考えているか」のお尋ねがございました。

子どもたちを暴力や虐待から守るためには、日常的に子どもと関わる教職員はもとより、関係機関や地域が連携し、見守る体制づくりを図っていくことが重要と考えています。

乳幼児段階では、各種の健診や保健師の家庭訪問などで、子どもの様子や家庭状況の確認を行うとともに、こども園や各小学校では、それぞれの活動において複数の目で見守りを行い、子どもたちの変化やシグナルを見逃さない、強い意識を持ちながら教育活動を行っているところです。

また、各小中学校において、いじめ調査や体罰調査などを行い、一人一人の子どもたちの状況を把握する取り組みを行っています。

さらに、子どもたちへの暴力や虐待などの事案を把握した場合などは、町が設置している「要保護児童対策地域協議会」において関係機関と連携を図り、早期解決に向け対応していくこととしております。

前段とも重複するかもしれませんが、普段から子どもたちや保護者などが困っているこ

とを、教職員はもとより周りの大人、地域などに相談できるような体制づくりを行い、地域ぐるみで子どもたちを見守り、保護者を支えていくことが、未然防止につながるものと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 項目に従いまして、若干、再質問を行いたいと思います。

1点目の児童相談の現況について、件数をいただきました。これは平成30年度の件数と伺ってよろしいですか。はい、わかりました。実はですね、この問題を質問するにあたって、やはり町の人々たちも、うちの町は大丈夫だよねという声が聞こえてきたものだから、あるソーシャルワーカーをしている方から北見市の北見児童相談所の業務概要といえますか、平成29年度の実績に基づく報告書をお借りしまして、それに基づいて若干質問していきたいなと思います。今、教育長の方からご答弁いただいたのは、私たちの町で、それぞれこども園、それから小学校、中学校における直接的に相談を受けた方たちの件数をお知らせいただきました。それでこの児童相談所の報告書を見ていて、わからなかったことが一つあるんですが、例えば児童相談所に相談をするというのは、今、例えばこの教育長がおっしゃった報告、その中から重要なものといえますか、この町で対応しきれないことを相談するのか、行政がどういうふうに関わって児童相談所の方に行くのか、その辺を経過といえますか、経路を教えてくださいたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） ただいま児童相談所に関わる相談の経過について、ご質問いただきましたけども、児童相談所で扱っていますケースについては、例えば身体的虐待やネグレスト、それと精神的虐待など、さまざまなものがあると思います。そういった子どもたちの心身に関わる重要な案件について、子どもたちに関わる相談について、児童相談所で相談をするとういことでもありますけども、前段にケース会議というの、町と児童相談所と関係部局で構成するケース会議というのを開催しながら、この案件についての対処の方向性なども含めながら、児童相談所も交えながらの相談を行っているところで、そういったところで前段、整理をしながらやっていくという場合もありますし、ものによっては警察から直接児童相談所に通報があるという案件もあるでしょうから、そういった個々の対応に応じての経路で児童相談所へつなげていくということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） この報告書の中にですね、平成29年と先ほど申し上げたんですが、児童相談所の相談の種別には養護相談、それから保健相談、障がい相談、非行相談、それから育成相談と種別毎に分けられます。この養護相談というのが今回の質問の内容にある虐待相談およびその他の家族に関する相談が多いんですけども、平成29年ですね、訓子府町が養護相談が1件、それから言語発達障害相談が8件、知的障害相談が3件、発達障害相談が2件、それから育成相談の中で適正相談が3件、合計17件の相談があると報告されています。これに関しては、具体的な内容はよろしいですけども、その後、平成29年の相談ですから、どのような対応がなされているのか、わかる部分で結構ですけ

ども、教えていただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ちょっと、その資料、私、手持ちにないんで、ちょっと内容がわからないんですけど、今の内容をお聞きすると、要保護相談というのが今、ご質問が出ている虐待関係とか、そういう内容だと思います。その他の例えば発達相談とか、知的相談というのは、一般的にはうちの町もそうなんですけど、その児童相談所にIQなどを依頼して、その方の知的な問題だとか、そういう専門的なことを求めるということですので、児童のそういう身体だとか心的な部分のちょっと内容をそういうところで件数として上がっているのではないかというふうに思われるところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） この児童相談所の報告書、概要というのは、私も以前、確か不登校の子どもたちの何か集まりの中で児童相談所の方がいらしてて、そこで業務概要をだいぶ前なんですけれどもいただいたり、これは行政の方にはそういう概要というのは来てないんでしょうか。ないですか。要するに毎年度の事業報告だと思うんですよね。そこから辺、連携なさってるのかなと思って、あれしたんですけども。

○議長（上原豊茂君） もし回答求めるんだったら。

○5番（西山由美子君） すいません、お願いします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 毎年、年に1度は要保護児童対策地域協議会代表者会議というものを開催しておりますので、その時には必ず児童相談所の課長さんなりに出席していただいておりますので、その時に北見地区の管内における状況などを報告していただいておりますし、概要など簡単なものは会議の資料としていただいております。その他にも昨年、一作年だったかと思いますが、個別の聞き取り、町に会議以外でも聞き取りに児相の方から見えたりということもあります。それと先ほどの要保護、要保護といいますが、養護の相談ですね、29年度で1件ということのお話だったんですけども、ちょっと29年度ということではないんですけど、29年の3月に1件、登録台帳に、うちの方にも台帳があるんですけども、それに登録された案件はございます。それは児童に直接の虐待とかではなくて、母親がDVを受けたということで一時保護をしたという経過がございますけれども、今は転出しておりますので、該当のお子さんはいらっしゃらないです。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 私たちの町でさまざまな行政機関がそれぞれ連携し合っって子どもたちを守っているというのは、今までの皆さんの報告でよくわかっていますから、当然安心はしているんですけども、この相談所の内容を見ますと、このオホーツク管内というんですか、北見管内でも、もう10年間で虐待、養護相談が200件以上増えているんですね、それから10年で養護相談が200年以上増えていて、虐待が77.3%という率になっております。そして児童相談所に一時保護されるのは主に養護相談が多いという現況が示されています。それで全国でいいますと210か所の児童相談所で、何と13万3千件以上の養護相談があるということで、本当にこれは、こんな状況が起きている中で子どもたちが生活しているんだと思うと、大人たちは何をやっているんだと本当に自分たちも何かしなきゃという気持ちに駆り立てられる訳ですけども、例えば、うちの町では起

こらないだろうと思っけていても、小さい時から子どもたちが親御さんから何らかのネグレストも含めて虐待を受けていることを、何て言うんだらう、知る、気付くための一つの行政側の職員たちがどのようなことに普段から気を付けていらっしやるか、その辺のことをちょっと教えていただきたいなと思っけています。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 例えは教職員も含めてなんですけど、こども園、小・中学校、私がお答えしたように、やっばこどもたちを身近にいる、やっば教職員がその気付きにあたるというのが一番こども変化も含めて一番だと思っけております。それでその就園前のお子さんたちに対しては、やっば保健師たちが日々というか定期的にそういう様子をみながらとか、そういう形にはなると思っけてなんですけど、こども園では<sup>きゃっぶ</sup>CAPという子どもたちの研修会などを子どもを含めて保護者に対して、そういう研修会というか講習会を行っながら子どもたちのそういう守るというか、身を守るような研修会もやっけていますし、今年、児相の職員を招いてですね、こども園の教職員向けに児童虐待について、ちょっと研修を行っながら、その内容も含めてですね、どう見守ればいいのかということも研鑽に努めたところがございますので、その辺で今さまざまな関わりを持ちながら気づきを、気付く体制もっているということでございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 子どもを育てた方は母親も父親も絶対に1回以上は経験していると思っけてなんですけど、自分に余裕がなかった時とか経済的に貧窮している時とか、さまざまな理由があった時に、やはり虐待といえなくても子どもたちを叩いてしまったとか、ひどい言葉を浴びせてしまったとか、これ虐待というのは決して特異な人たちがやる訳ではなくて、誰にでも起こり得る現象なのかなと。それは皆さん自覚していると思っけてすけれども、そこがやはり親としての愛情で包まれていく、直されていくものなんだなと思っけています。今どういうことで気づきを注意していますかというのは、対面的なことを今、教育長おっしゃったんですけど、私が思っけるのに、例えは幼い子ども、それから今回の事件にありました小学生、多感な時期です。特徴として見られるのは学校でいじめを受けている子もうちに帰って言えない。親に言えない。それから親から暴力、虐待を受けている子も外で言えない。要するに子どもの状態は常に孤立している状態が多いんですね、それはなぜかというのは心理学者でないと私もわかりませんけれども、そうだとしたら大人たち、周りに普段接している大人たちが例えは身体検査なり着替えの時などで体の傷、ちょっとした傷とか、それからその子の服装とか、それから顔色、表情、言葉、会話、さまざまな日頃子どもたちの言動、状態の把握から気づきが出てくるのではないかなと思っけてすね。やっぱり少しでもそういうことを早期に発見して行く中で、ご家庭とうまく話合っけていくことで重症化するのを防ぐのかなと思っけていますが、親は親で先ほど言っけたように、さまざまな理由があります。今はお母さんも働いていたり、ひとり親だったり、それから社会的に孤立をしていたり、介護をやっけていたりとか、さまざまなストレスを抱えている方たちもあります。それともっと同時進行に子育てに対する考え方がまだ至っけていないというか、幼かったり、特に子どもっていうのは成長期で2歳児のイヤイヤ期ってありますよね、何でも、今までかわいくてかわいくてしょうがなかった子が何でもイヤイヤっていう反抗する時期もあります。そういう子どもの成長期もよく知らない親たちもいらっしやる

います。だからその辺は行政がやはりお母さんたち、お父さんたちに子育ての何て言うんですか、手助けをするというんですか、そういうことも必要なのではないかなと思うんですけども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほど課長から申し上げたように、虐待という定義の中では身体的な虐待だけではなくて、育児放棄的な今、議員おっしゃるようなネグレクトといわれるものや、例えばあとは心理的な虐待ということがあるのが今、先ほど言った全国で13万件くらいの内容となっているところでございます。それと一般的ではございますけど、虐待なりを受けた親が、それをまた繰り返すという、それを自分の子どもにまた繰り返すということも今言われている部分で、議員おっしゃるように子育ての成熟さが足りないのではないかというお話であると思います。その辺を含めたら、先ほどお答えしましたように、子どもの外観的な気付きについては、私、先ほど申し上げたように、日々、教職員なりが子どもの常日頃と違う不自然さをどう気付いてあげるかというところを、それはやもすればやっぱ日頃から子どもたちの様子をちゃんと見てくということが一番のあれだと思いますので、それを気付きながらやるというのが一番だと思っていますし、例えば前段言ったような子育てに対する悩みだったり相談だったりという部分になれば、例えばそういう関係機関といったらいいんでしょうけど、例えば初めて親になった方がやっぱ子育ての不安を持つということになれば一番うちのところでいえば子育て支援センターなり、その相談にのったりとかしたり、過去の例でございまして、その中から例えば虐待の中で気付いたこともありますし、それから未然防止になったりとか、それだとか、支援センターなりこども園なり学校なりという、その親が成長というか子育ての、それとともにこうやっぱ悩みも変わってくると思いますので、それらを受け止める体制づくりというのが一番大切なのかなというふうに私自身は思っているところです。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） こういう小さい町ですと養護相談は本当はないというのが等しいのかもしれませんが、もしあった時にですね、子どもへの対応、それから見つかった時ですね、現場で、それから親への対応、うちの町としてまずどういうことを対応として取りますか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） もし、そういう虐待などのケースがあった場合ということですけども、まずそういう自体が発生した時点で個別検討会議というものを関係者が揃って開催いたします。もちろんその中には児童相談所も入りますし、場合によっては警察も入るかもしれませんが、その状況によって変わってきますが、もちろんその中には直接の担任教諭だとか、そういった方にも教育委員会にも出席していただいて、その後の対応をどうするのかということをもまず会議の中で相談します。ただ、その保護が必要だとか、そういった場合には児童相談所をお願いをして一時保護なりしていただいて、様子をみていくといいますか、長期にわたることもあるかもしれませんが、子どもに何がいいのかということをお皆さんで検討して解決していけるように、親の方にも関わっていけるように職員として努めていきたいと思っています。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） その体制は整っているというふうに伺いました。そういう場合は、何て言うんだらう、普通の健康とか、そういう高齢者の場合は保健師さんですけども、あれですか、担当としては教育委員会ではなくて、福祉保健課の職員ということになるんでしょうか。その子どもさんの年齢とかそれによっても違うんでしょうけれども。その個別検討会議ですか、そこに出席なさるのは、どういう職員の方なんですか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 中心になるのは健康増進係の保健師になります。ただ、先ほど言いました要保護の全体会議等については社会福祉係が担当となっております。両方で検討しながら、その場、その場に応じて関係者をお呼びして会議を開催するということとなります。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） よくわかりました。あと1点ですね、先ほどお話ししました二つ目の教育専門員の位置付けとあります。現場の中でさまざまな教育相談、じゃない、児童相談、子どもさんからとか親御さんから相談があって、私たちの委員会での活動実績の中でも平成29年度は34件の相談を受けたとあります。これは子どもたちからなのか、月1回の相談日に学校とか、あと生徒さんと継続的な面談を実施しているということで、これも教育専門員というのが各学校に全部いるのかといたら、そうじゃないのかなと思うんですけど、現状ちょっとわからないんですが、私たちの町は28年度からそういう体制でやっていただいているということで安心だなと思うんですけども、簡単でよろしいですから現状と、それからアンケート調査をしていますよね、いじめに関する、確か6月と11月の2回だと思うんですが、そのアンケート調査には、例えば子どもたちがいじめだけではなくて、今の養護相談も含めてですね、何らかの悩みがあるという項目も、そこからとれるものもあるんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） ただいま教育専門員の活動の内容といじめアンケートの関するものについてご質問がございましたけど、教育相談員につきましては、先ほどから回答書の中でもお答えさせていただいておりますけども、専門的な知識と経験を有して各学校に教育相談で入りながら、いろいろな場面でのアドバイスをしているというのが実態でありまして、特に近年多いのが児童生徒の生徒指導上の問題でのごが多々報告されているところですけども、そういうところを長い目でみていきながら、教育専門員が第三者的な立場に立って、教職員とは違う立場で保護者や生徒にアドバイスをしたり、相談を行っているというのが実態であります。30年度はありませんでしたけども、親と子の教育相談ということで就任以来続けておりましたけども、そういったものの中で2年間にわたって継続的に生徒に対して面談をしながら行ってきたというのがありますし、そういったところで学校とはちょっと一部違うような立場での相談業務を行っていただいていたということが1点あります。あと、いじめアンケートにつきましては、議員が先ほどおっしゃっていたとおり6月と12月の年2回アンケートを実施している訳なんですけども、そういった内容については、特に子どもたちが嫌な思いをしたかどうか、いじめにつながる思いをしたかというものを中心にアンケートを2回行っているところですけども、そういったもので、その他に自由記述のような、ほかに関わる部分というのは、特にその中で記述をさ



れることはありませんけども、特にちょっと注目するところについては、もし、いやな思いをした時には誰に相談するかというところの質問肢があって、まずその約4割以上が学校の先生や友達というところ、保護者を除いた、保護者は半分近くあるんですけども、そういったところで今回の事案のように何かあった場合についてはそういった児童生徒がそういった意識でいるということが、ちょっとこのアンケートの中で伺えるというところがちょっと一部安心をしているというかね、他の相談の道筋を子どもたちが持っているというところで理解をしているところです。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） さまざまな方向で私たちの町の子どもたちが皆さんによって守られているんだなという状況はよくわかりました。やはり今回のような場合は子どもをまずは守るためには、その親から別な、何て言うんだらう、引き離すというか、やっぱり暴力から遠ざけなければいけませんので、その対策としては、少しこの管轄から飛ぶかもしれませんが、国の制度として、里親制度というものがあります。今この冊子の中にも今現在の訓子府町の里親登録件数が2組、それから委託里親が1組ということになっています。それで私が議員になったばかりに聞いた時には、まだ誰もいなかったと思います。それで今、少しずつこういう意識も変わってきているのかなと思いますので、未然防止策もそうですし、対策としてですね、里親制度というものをもう少し広く町民の方々に周知、広めていくのも一つの策なんではないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 現在、里親制度に登録されている方がいらっしやいます、実際に里子さんといいますか、預けられている方もいらっしやいます。里親制度なんですけれども、児童相談所からも児相の施設が今もう非常に入れないほどのいっぱいな状態であるということで、里親として愛情を注いでくださる方というものも必要だということで、登録について協力をお願いしたいということも言われておりますので、広報等でも積極的に周知していきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） さまざまな皆さんのお話から、うちの町は今のところ安心だなということはわかりました。今後ですね、やはり若い親御さんたちに対する教育委員会としても子育てのノウハウというのはそういうのはよくないんですけど、何て言うんだらう、やっぱり子育ての大変さもそうだし、やっぱり楽しさも含めて、もう少し若い親御さんたちが感じ取れるような何か取り組みがあればいいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。今回は教育長にのみ質問したんですけども、議長のお許しをいただけるなら、今、福祉保健課から何回か回答いただきましたので、町長に伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（上原豊茂君） はい。

○5番（西山由美子君） 関連として、すいません、町長にお伺ひいたします。

これからの特に児童虐待に関する、この町としてきちんとやっていかなきゃいけない重要ポイントですか、その辺のことをお願ひいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご指摘のとおり、われわれはやっぱり児童憲章、こどもの日や子どもは最良の環境の中で育てられなければならないという、こうした憲法や教育基本法、そしてまた児童憲章に基づいた考え方に沿って、行政が今たまたま教育行政とそれから福祉行政という形であれしてはいますが、行政全体でこうしたものを町民に広げ、また受け止めて、万全を期して、子どもたちが健やかに育っていく環境づくりを私たちは目指していかなきゃならないと認識しているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） これで私の1点目の質問を終わります。

2点目です。

これまでの町民と向き合う施策の総括と今後のまちづくりの考え方について、町長に伺います。

「みんなで創る訓子府の元気」からスタートして「すべての町民にやさしい町づくり」まで12年間の菊池町政の基本は町民と向き合う施策の積み重ねだったのではないのでしょうか。気になるのは2期、3期の8年間は無投票当選ですから、批判の声が見えません。そこで町民との意見交換の場として継続されてきた施策への町長ご自身の評価を伺い、今後のまちづくりへどう生かしていくのか、その考え方を伺います。

1点目、夜間町長室、ふるさと懇談会、今は車座トークとなっていますけれども、その評価は。

2点目、まちづくり委員会からまちづくり推進会議へと組織の形状は変化したが、その評価は。

3点目、「まちづくり町民参加条例」制定後は町民から見て、今までとどこがどのように変わるのか。

4点目、町民がいつでもまちづくりに参加できるためにも専用の窓口が必要と感じますが、その考えは。

4点、伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「これまでの町民と向き合う施策の総括と今後のまちづくりの考え方について」4点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

1点目に「夜間町長室、ふるさと懇談会、車座トークの評価」についてのお尋ねがございました。

私は12年前の町長立起にあたり、町民の総意で町の将来を決めるシステムの確立のため、地方自治の本旨である「町民の、町民による、町民のための行政を行う」ことの実現を掲げ、その実践を積み重ねています。

夜間町長室は毎月1回、必ず私が在席し、どなたでも来られた方の話を丁寧に聴くという姿勢で実施しているもので、これまでに137回開催し、248名の方の訪問があり、多くの意見、提言や要望をいただいています。

また「ふるさと懇談会」は19回開催、326名、平成25年5月からは「車座トーク」として27回開催、486名、合わせますと46回を開催し、812名の方の参加をいただき、その時々町政課題の説明、意見交換や地域課題の解決に向けた検討などを実施しています。

そのほか、各種団体の総会や各種行事等に参加するなど多くの広聴活動の推進は、言うなれば私の政治姿勢であります。

次に、2点目に「まちづくり委員会からまちづくり推進会議へと組織の形状は変化したが、その評価」についてのお尋ねがございました。

私の公約であった「自治基本条例」の制定について議論を深めていただきたく、平成20年6月に38名の委員で設立した「まちづくり委員会」は、さまざまな議論を経た中で「住みやすいまち」「住民参画のまちづくり」を中心に、2年の月日で18回の会議を開催し、無報酬にも関わらず、延べ294名の参加をいただき、学習と議論を重ねられ提言と報告をいただいています。

また、まちづくり推進会議につきましては、平成23年6月に町長の政策決定過程において自由に意見を述べることができる「まちづくり推進会議」が町内会、実践会に推薦をいただき、29名で組織され、今まで21回、延べ484名の参加をいただきました。

行政主導ではなく主権者としての住民が行政に参画する重要な位置付けにある組織であり、行政の仕組みの説明や毎年度の政策予算の意見交換、意見をいただいた地域課題に対する新規施策の実施のほか、時々の町政の課題などについて意見をいただいたところであり、さらには住民参画部会を設置し、今定例会で提案している「訓子府町まちづくり町民参加条例」「訓子府町まちづくり推進会議条例」の素案の策定など協議したことは、これからのまちづくりの大きな示唆になると確信しております。

次に、3点目に「『まちづくり町民参加条例』制定後は町民から見て今までとどこがどのように変わるか」とのお尋ねがございました。

まちづくり町民参加条例は、町民の権利、町民の役割、町長等の責務を明確にし、宣言した初めての条例となります。

町長は町民の意見を把握し、町政の運営に反映させるため情報を積極的にわかりやすく提供し、説明すること、または町民は町政に関する情報を知る権利について規定しました。

町民参加に最も重要なことは、情報の共有にあります。町民説明会でも「行政側の都合の悪い情報を隠さないように」との厳しいご意見も出され、現在図書館内に「まちづくり情報コーナー」を設置し運営しているところですが、条例制定後はさらにわかりやすく、町民に伝わる工夫をしてまいりたいと思います。

それを受けて町民の参加機会を拡充させるため、定められたさまざまな町民参加手続を実施していくことになります。

また、いただいた意見のほか、町民参加手続を経ない提案、要望等は、検討経過や結果の公表をすることを規定し、情報の共有を図ることとしています。

時間はかかりますが、この12年間のさまざまな住民参画につながる活動の実践をさらに確固たるものにし、町民自らの手による真のまちづくりの実現につながるものと確信しています。

次に、4点目に「町民がいつまでもまちづくりに参加できるためにも専用の窓口が必要に感じますがその考えは」とのお尋ねがございました。

行政分野はさまざまな部署があり100名あまりの職員でさまざまな業務を行っているところですが、条例運用にあたりましては、企画財政課が窓口となり進めることとなります。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 自治体の首長というのは本当にさまざまなお仕事があると思いますが、その中で自分のプライベート時間を割いて、夜間、町民と向き合って対話するという、この夜間町長室、これを12年間継続された137回の開催で248名の方が訪問したということは、これは、その間、町長も健康でいらしたということと、やはり町民にとっても本当は敷居の高い、一番入りづらいお部屋だったのではないかと思うんですが、段々年数が経つごとに、やっぱり町長室で夜間町長室でこのようなことが話されましたよという、きちんと広報で報告していただいていますので、問題を抱えたり、やっぱり悩み抱えた人が実際に行ってお話した、この対話型というのが効果があったのかなと思います。実際この夜間町長室、あるいは車座トークで町民との意見交換の中でですね、実際に施策に結び付いた事案はどのようなものがありましたか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 夜間町長室を中心に申し上げますと、例えば畑作物のですね、生産振興を図っていききたいというような生産者グループですとか、あるいは乳製品ですとか、そういったものの加工に取り組んでいききたいというような、そういったさまざまな要望がございます。その時にいろいろ町長が相談にのるという形とるんですけども、その後、例えば麦作振興会の活動に対する支援に結び付いたものですとか、それから例えば地域活性化チャレンジ事業、町民税の1%を活用した、そういった事業の紹介をして、そうした事業の立ち上げを支援する。あるいは担い手対策などについてもですね、町民の方から提案があったものについてですね、婚活イベントを具現化するですとか、そういったものに具体的に結び付いているものもございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 私の方からは主に車座トークの部分で、車座トーク、定例的に開催していただいている町内会ございまして、そこの中では率直にですね、高齢者ハイヤーの利用について、さまざまな、聞けない要望もございましたけども、特に相乗りの関係でいきますと、夫婦で二人持たれている方とですね、単身の方の違いというのは公平じゃないんじゃないかとかですね、そういった部分で相乗りを認めた。逆に言うとタクシーの台数が少ないということもありましたけども、認めて、今の状況になっているということ。枚数の関係もですね、特に日出はローソンがなくなった後、JAの買い物の交通環境も含めてですね、さまざまなご意見いただいて、現状でいくと120枚まで増えてきているというような、それも町長の政策決定の一因の中で出てきている部分かなというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） そうですね、先ほど言ったように、何かあって夜間町長室に行こうかというのも、なかなか全ての人が行けるかといったら、なかなか敷居高いんですけども、この車座トークは車を持たないおばあちゃんたちも日出の場合はですね、年に1回の年中行事といいますか、町内会の行事の中に組み込んでいますので、町長や課長さん

たちと出会える、地域担当職員とも話し合えるということで、皆さんとっても楽しみにしています。これがまだ本当に一部の地域にしか実行されていないということで、もう少しその辺の効果とかも含めて宣伝したらどうかなと思います。この夜間町長室と車座トーク、これはこの参加条例で皆さんの、町民のさまざまな声をいろんな形で取り上げる、これ今後取り上げていくという一つのルールができました時には、その後ですね、この町長独自の町長室や車座トークも継続される考えなのでしょうか。その考え方を伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） この二つもさることながら、私が町長になってから、町長室のドアは開けるようにしています。あそこで通路で通ってくる町民の方が手を振ったり、中には町長いたのかって入ってきます。まずここから始まりました。だからドアを閉めないということが私の町民に寄り添う一つのスタートでありますし、それから夜間町長室はこれはまちづくり参加条例ができたとしても必ず実施します。それは来るが来ないが、よく議会でその成果はとか、いろいろ問われますけども、委員会なんかで、私は成果というよりも私の基本姿勢として町民と向き合うと。そしてどなたでも来てほしいと。この時だけは私がいますという、そういう姿勢を貫くために実施しているということでございますので、これからも続けていきたいと思えます。在任中は必ず月に1回はこの夜間町長室はやりたいたいと思っています。

それから三つ目の車座トークですけども、これもいろんな形、古くは青空町長室とやってことをやりましたけど、いずれにしても各町内会、実践会単位で呼ばれた段階でいくという姿勢はもう変わりありませんけども、今度のまちづくり参加条例の中で状況によっては町内2か所で3回ほどの全体の説明やあるいは意見を聞くとかですね、より積極的に町民の前に向いていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） まちづくり推進会議、今現在のですね、それがまちづくり委員会から推進会議へと組織が変わりました。そしてこの説明の中で町長が本当に最初の19年の公約で自治基本条例の制定ということで公約を掲げておりました。でもそのまちづくり委員会および推進会議のメンバーの方々が何回も話し合った中で、やっぱりよくわからないと。そしてやっぱり自分たちの町にあった、そういう条例がいいんじゃないかとさまざまな意見が出されたとおよび聞いております。その中でこの今回提出されるまちづくり参加条例、町民が自主的に参加できる条例なんだと。その工程を辛抱強く、今まで時間をかけてやってきたということはすごく無駄なことではないし、いいことだったのではないかと思います。それで新年度からは新たなまちづくり推進会議がスタートいたします。そのように聞いております。そのメンバーの中に今までとは違って、今までですと町内会、実践会から各1名ずつ参加していましたが、行政区の代表の方とか有識者の方がいらっしやると。そして公募するということがありました。ぜひですね、その公募を重要視していただきたいなと思っています。というのは、このまちづくり推進会議で延べ484名の方の参加をいただいたということで、その町内会、実践会によっては、毎年変わっている人もいますし、毎年じゃない、2年に1回か、それでやっぱりさまざまな方々がこの推進会議を経験していらっしやいますから、また新たな気持ちでいろんな方の意見ができるように、その公募の部分ぜひ呼びかけていただきたいなと思っています。いかがでしょう

か。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 河端議員からも女性の登用を含めてですね、意識ある者たちが積極的に参加できる仕組みを作ったらいいのではないのかというご意見もいただきながら、これは役職ではなくて、逆に言うと公募してこられた方が積極的にこういう会議に参加できるような仕組みをちゃんと位置付けていきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） それから3点目の制定後は町民からみて、今までとどこがどのように変わるのか。これですね、日出の説明会の時に町長も多分記憶にあると思うんですが、高齢の女性の方たちが結構参加してくれました。町長から意見を求められた時に一人の方が今日は勉強しに来ましたと言うと、他の方もつながるように今日は勉強のために来ました。でも勉強のために来たという意見はすごく重要なポイントじゃないかなと私は思います。やはり行政が提案してきたことというのは、とてもわかりやすく、何が変わるんだろうって、それが参加したらわかるのかなと思って皆さん来たと思うんですが、結局長い説明の中では掴み取れなかったのかなと思いますので、おそらくもしこの参加条例が議決されて、広報の中で町民に向けて説明があると思うんですけど、本当に誰にでもわかるように、どこがポイントなのか、何がどう変わるのかということを知りやすく説明していただけたらなと思います。

それと4点目の専用の窓口、これは2階の企画財政課が窓口ということは、なかなか一般の町民の方が庁舎に来庁して、あっと思いついて、このことちょっと言ってみようかなと思った時に2階はなかなか行きづらいのかなと思うので、できれば何か専用の窓口が下の方にあつたらいいなと思ったんですが、その2点について伺います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、3点目と4点目で2点のご質問いただきました。

まず1点目の説明の部分、これは非常にですね、町長からも、もっとわかりやすく、もっとわかりやすくて非常に努力した結果だったんですけども、捉え方ということで反省をしながら次の広報等々の説明に向かいたいなというふうに思いますけども、実際とすると、これ町民のための条例でございますので、実践も説明の一つということも捉えておりますので、可決していただいた後については、そういったものも合わせてですね、対応していきたいかなというふうに思っております。

それと専用窓口の部分でございます。ちょっとまだ条例の制定がなされていないということで、庁内的な部分が少しちょっと遅れている部分もございますけども、実態とすると企画財政課が窓口ということでございますけども、最終的にはどこの課に行こうか、そういうような対応をできるようなという思いも含めてですね、ありますので、今までと変わらず、例えば窓口で言ってもらったことも、窓口わからなければ担当が来るとかですね、従来あった町民の声をきく課ですか、そういった部分も含めてですね、あわせて対応していきたいというふうに思っておりますので、ご理解ください。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

あと2分少々です。

○5番（西山由美子君） それではそのことも含めて、広報にぜひ大きく書いていただきたいと思います。最後にですね、今年の新年度に挨拶文の中で訓子府町を離れた方から、こんなことが書いてありました。「合理性のない少数意見によって、まちづくりが進められることには一種の危うさを感じています。全町民の合意形成によって将来のまちづくりが適切に進められることを期待しています」とありました。ぜひこのまちづくり参加条例が町民とともに住み良い、ちょっといいね！がある町をさらに充実したまちづくりに進めていけるように、今後の皆さんの仕事ぶりに期待したいと思いますので、これで私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 回答いいですか。

○5番（西山由美子君） すいません、これで終わっちゃいけないんですね、すいません最後に。

○議長（上原豊茂君） 町長ありますか。

町長。

1分少々です。

○町長（菊池一春君） 町民の町民による町民のための政治というのは、ご存じのとおりアメリカのリンカーンが民主主義の基本として世界に発信した言葉であります。この考え方は今も鮮明に生きている世界の共通の民主主義の称号だと私は思っています。4期目、もし携わることがというよりも、担当することになりましたら、それらを肝に銘じながら町民参加のまちづくりをこれからも一層推進していく決意でございますので、議員各位の皆さま方もお力添え賜りますようお願いを申し上げまして、答弁にさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

#### ◎議事日程の繰り上げ

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の日程は全部終了しましたが、会議時間が相当残っております。

議会運営委員長から委員会では報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げ、審議することにしておりますので、この際、日程を繰り上げたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、日程を繰り上げることに決定いたしました。

ここで午後2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時15分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、  
議案第19号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

○議長（上原豊茂君） これより提案理由の説明が終わっております新年度予算関連議案  
および予算案の審議に入ることといたします。

新年度予算関連議案および予算案の質疑にあたっては、議会運営委員会から提示された  
議事日程に基づき、進めていくことといたします。

議案第13号、議案第15号、議案第16号および議案第7号から議案第12号までは、  
一括議題であり、議事進行上、議長が指定した議案または区分ごとに1人2回まで質疑す  
ることを許します。

ここで3点ほど、審議要領の中から申し上げますが、質疑は先ほど申し上げたとおり議  
案または各予算の区分ごとに1人2回までといたします。

次に、前の区分への後戻り質疑は認めないこととなっております。

最後に一般質問的な質疑とならないよう留意願います。

それでは、まず、新年度予算関連議案の質疑から行います。

最初に、議案第13号の質疑を許します。議案書71ページです。

ご質疑ありませんか。

西山由美子君。

○5番（西山由美子君） この条例の改正の主な理由をお聞かせください。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 主なもので日当が道内、道外に分かれていたものを2,200  
円に統一しました。ただし、日当には昼食代の他に諸雑費や現地での車賃を含んでいる  
ことから、公用車で出張した場合には車賃がかからないということで半額の1,100円  
としたところです。車賃の改正は管内の状況から実態に合わない部分もこの際に合わせて  
改正したところです。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようなので、これをもって議案第13号の質疑を終了  
いたします。

次に、議案第15号の質疑を許します。議案書82ページです。

ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 何点かお聞きします。条例第2条の第2号、町長等とはとあ  
りますが、これはその他の執行機関を含むものとなっておりますが、農業委員会や監査委員  
等との事前協議はしたのか。また、した場合の内容はどのようなものなのか教えていただ  
きたい。

次に、第6条第3号に施設の設置の場合が規定されていますが、施設の廃止も重要なこ  
とだと思うが施設の廃止は定めないのでか。

同じく、第4号で町民参加手続を行う必要があると認められる町の仕事とあるが必要が  
ない場合はどんな場合が考えられるか。その時の町長の判断で変わるのではないかと思わ



れる。第2項で緊急その他やむを得ない理由があるときとあるが、緊急の場合は何となく想定できるが、やむを得ない理由があるときとはどんなことが考えられるのか。私には想像できない。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課課長

○企画財政課長（伊田 彰君） 第2条の町長等には議員のおっしゃるとおり教育委員会、農業委員会、監査委員会があるが、町部局と教育部局が主なものと考えており、教育委員会議で協議している。

第6条第3号での施設の廃止については、第4号のその他町民の関心が高いことで対応しようと考えています。施設の廃止の場合は条例も廃止になる。また廃止も重要な部分であるのでその対応をすることとなる。

第4号については、政策的なものは変わることがあると思うが、多くの意見を聞くというスタンスは変わらない。第2項のやむを得ない理由は現段階では想定していない。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 山田議員からもあった第2条のその他の執行機関の関係で、この条例はもう出来上がっているのだから、逐条解説を使いながら町民に周知すべきでは。

第12条の住民投票について、常設型を想定していると説明を受けたが、早い時期に条例を示す必要があると思いますがどうですか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 2点のご質問いただきました。

1点目の第2条のその他の執行機関、先の山田議員の質問へは教育委員会との事前協議を実施したと回答しました。議員言われる、その他の執行機関とも協議する必要はあると考えています。

次に、第12条の住民投票の関係では、自治法での直接請求では公職選挙法の規定があり、署名数の基準や対象者をどうするかなどの課題が多いと感じています。いずれにしても常設型の住民投票条例を視野に入れていますが、早めの制定に向け、検討を進めたいと考えています。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 第2条関係で農業委員会等の関係部局への説明が必要だったのでと思う。そして理解をもらう。これは早くすべきだと思う。

第12条の住民投票の対象は何歳からか、子どもも含むのか、町民の範囲には町内で働く人等の町外者も含まれるなどどう考えているのか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 第2条の対象者等々の部分でございます。具体的中身がなかなか本当に多くの議論がないと決まっこないよねっていうことで、こういうような条例の組み方をしたということをまず1点ご理解いただきたいということと、実は町民説明会でも2、3、住民投票の年齢要件については出されてございまして、子どものところは特に町長からは奈井江町の合併時の話も含めてですね、さまざまな部分があって、今後検討をさせていただくということで、そういった意味で町外の方が町内で働いている方、

町民等の枠の中でできるかどうかということは、ちょっとなかなか公職選挙法の絡みもございまして、そういった意味をどうやってクリアしていくかということもありますので、本当に今後、検討させていただいて、常設型に向かっていきたいというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 確認も含めて一つ、二つ質問したいと思うんですが、一番大事なこの2条に少しこだわって私はいるんですけども、今までの答弁の中で、町の仕事は全体的なもんだということで今、課長の答弁もありました。それでこれから条例がとおったら、部局というか、他の行政委員会と遺漏のないように打ち合せをしたいということでもあります。それでよろしいんですけども、確認ですが、例えば農地流動化のような新しい取り組みを求められたり、意見が出てきたりすることも本当に今の状況からは考えられるかもしれません。そういう時にやはりここでいう等の中には農業委員会の会長が大きくこれに関わっていかなければならない訳でしてね、ぜひとも早急に意志一致といいますか、主語は町長、その他の行政委員会の長が等に含まれる主語なんだということを早急に実体として実現をしていただきたいと思います。町長、その他の行政委員会の長が等に含まれる主語なんだということを早急に実体として実現をしていただきたいと思います。そのことについて何かありましたらお聞かせいただきたい。簡単でもいいんですが。

それとですね、ちょっとうっかり一つ漏れていました。9条の町民参加手続を経ないで町民からの自由な意見ということで、この条例のいいところの一つだと思うんですね、町が考えたことだけを取り上げるのではなくて、おそらく広く町民の意見を大事にしていこうということで、この9条の規定はされていると私は理解しておりますけども、グループなり個人が意見を出すと。その時ですね、昨今のことですから、出された方の個人情報の保護の規定があつてしかるべきだと私は思います。いやそんな法律で決まってるんだからといったら、それまでですからね、こういう下位に位置する法令というのはやっぱり意識的に町民のやっぱり声を大事にする。そしてその保護もしていくということであつてしかるべきだと思います。でも今日入れる訳にいきませんので、ぜひ後ほど、その他の改正等々が、必要な改正等々が出てきた時に取り組んでいただきたいな。個人情報保護の規定がないのはちょっと時代遅れだと思いました。

それともう一つ最後です。もう一つ、次の方にあるまちづくり推進会議の条例がありますが、これは後であれでしょうけども、その2条あたりを読むとやっぱり町長が特に必要と認めるものということで、今審議している、質問している条例が出てくる取り扱いを100としたらですね、こっちの推進会議に行くのは80かもしれないですね。量的にいうとですよ。したら20のところの事務はどこがとるんですかという、ちょっと気になる、やっぱりこっちの条例の方にも担当部局を明記すべきではないでしょうか。100くるやつ、次の条例の方で迎えるのは80か70か50かもしれません。町長によっては、そうすると落ちてしまう50の分の担当部局が書かれてないのはちょっといかがかなと思います。三つです。簡単で。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 3点いただきました。第2条の部分でございます。議員

言われるとおり、どの時点で審議会等々の部分が出てくるか、町民にどの時点で意見をもらうかということもありますので、本当にフリーの個人的な意見で農地流動化等々の部分が出てきた時には、まず行政で受けなきゃならないというところですので、行政で受けて、それについて農業委員会と協議をして、しかる手続きにいくんであればしかる手続きにいくし、検討して公表するのは公表するという形になりますので、そういった意味では重要な執行機関として今後、今後というか、条例可決後は速やかに協議をさせていただきたいと思えます。

それと2点目の個人情報保護の関係でございます。第9条では、その結果を公表するように努めますということで、その前段に、第7条の規定に準じて検討するということをうたい込みをしています。第7条の2項では、町長等ほうんぬんで、公表しますと。ただし、訓子府町情報公開条例の定めによる不開示情報が含まれているときは、この限りではないということございまして、訓子府町情報公開条例の中に住民保護条例の部分も含めてございまして、そういった意味では、ここでうたっているということございまして。それと3点目の部分でございます。担当部局というところございまして。おそらくですね、案件というかですね、非常に町民というか参加手続の実施のですね、部分ですね、1号から4号までございまして、非常に各部局にまたがるということございまして。ご理解ください。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） この第2条の4節ですか、町民参加手続とはってありますが、この町の仕事に町民の意見を反映させるため、企画立案から決定に至るまでの過程において、町民が参加できる機会を設ける。これは具体的に、それと下の第6条の4、その他町民の関心が高いこと、町民生活に大きな影響があることなどの事情により町民参加手続を行う必要があると認められる町の仕事、これは今まででしたら、ある仕事が決まって、それを検討するっていうこと、例えばこれから建設予定されている図書館とか消防施設だとか、そういうようなことについてもいろんなことで立案から決定に至るまでの過程にいろんなことが参加できるのかということと、あと下の町民の関心が高いこと。これはある程度いろんな案件が出されて、それについて町民が関心を持つっていうことが多いと思うんですが、それはあくまでもこれは町民の参加手続に出す前にいろんな情報を町が事前にいろんなことも含めて出すということがある程度前提になるんじゃないかと思えますが、その辺りはどうでしょう。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま1点目に町民参加手続の部分、第2条の4号部分に関して、消防庁舎、図書館の事例を出されました。基本的には執行者である町長がやるかやらないかというか、建設に向けた部分は建設に向けたことをやりたいということは表明して、それを参加手続に付して意見をいただくというような、ここのAのランクというか、ここの条例のランクの部分でいくと、そういうような流れになります。

第2点目の情報の共有の関係だと思えますけれども、第5条で、町長の責務で情報を積極的に提供するとともに、わかりやすく説明します。第3条、町民の権利で町政に関する情報について、知る権利を有します。これを明確にうたい込みをさせていただきました。議

員言われるとおり、まったく情報がないとここで手続きを行ってもならないということでございますので、今後含めてですね、先ほどの西山議員の一般質問の回答にもありましたけれども、非常に重たい、重たいというか、課題としては大きいですけども、工夫をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。まず、このまちづくり町民参加条例自体、目的的に第1条であります、まちづくりの町民参加を推進することを目的としている条例が、この条例自体を使われている中で、第8条でですね、第6条の町民参加手続を行う場合と、法令または他の条例の規定に反することとなる時、その反する事項については、同条の規定を適用しませんという項目を1条ごとと設けると。これ町長本来はこの条例作るのに、まちづくり条例というか、自治基本条例的なものを本来望まれていたと思うんですけども、これまちづくり推進会議等で最初から大きなものでない自治基本条例でないものを作るのはどうかというご意見も踏まえて、こういう町民参加型の条例にしたという経緯はお聞きしているんですけども、そこでやはりこういうまちづくりの町民参加を推進することという、とにかく町民の参加を促していく、でも8条に規定しているような、他の法令、または他の条例、規定に反する場合には他の事項に対しては同条の規定を適用しませんという一つの逃げ道的にも取られるようなうたってる。つまり前回ちょっとお聞きしたんですけど、この条例自体は最高規範ではないという形のことの証明であり、それからこの第8条に基づくと、先ほど山田議員が聞いていました、このまちづくり推進会議条例等で、例的に言いますと、例えば第2条で町長の求めに応じというような部分で、ですからこういう部分の組み上げていくにあたって、町長の求めに応じないものに対してはとか、そういうふうにも取られるような部分に解釈されるような気がするんですが、そこら辺について、どのようにお考えか。言い方悪かったですか、伝わらないかな。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま第8条の部分でご質問いただきました。基本的には法令に違反すると、こちらの部分が条例化されててもできないということなんですけども、具体的に言いますと、各審議会等々については、うち条例規定の審議会ございまして、例えばですね、基本は公募を求めるところがありまして、条例にはないんですけども、基本的には委員さんは公募しますというところがありまして、その部分については、例えば国保の運営協議会等々については専門的な部分があるので、そういった公募にはなじまないとかですね、どうしても法令的には後からできた法令の方が優先度が高いということがありまして、ただこのうちの今、提案している条例については先の部分はこの条例に先の部分の方が優位性もあるということをごうたい込みをしてるということと、ちょっとこれ次の議案になります。それとですね、これをもって、先ほど最高規範の証明じゃないかというようなご発言ございましたか、私の聞き間違いでございました。2点目の方の部分は次の議案でございますので、そちらの方で回答させて。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって議案第15号の質疑を終

いたします。

次に、議案第16号の質疑を許します。議案書85ページです。

ご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは2点、質問させていただきます。16号についてなんですが、まず3条の3項になりますか、会議には専門部会という設置という規定がありますが、ここで考えられている専門部会というのは、どのようなことでもって専門部会という設置を考えているのか、そしてもし仮に専門部会立ち上げた時には、その構成というか、いわゆるメンバーがどういう方たちで構成された専門部会になるのかという、これは想定だと思うんですけども、その辺どういうことを考えられてこういう書き込みをしたかということが1点です。

同じような内容なんですけど、第4条の特別委員も同じように、この特別委員が特別な事項を協議するために必要と認められるということで規定はされているんですけども、概ねどのような特別な協議ということがあるのか、もう一つは特別委員をどういう方をお願いするのか、一般的な有識者というか、そういう方たちを頭というか念頭においた表現なのか、その辺を含めて、ちょっとお答えいただければいいかなと思います。それだけです。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま第3条、組織の部分で専門部会の部分のお話いただきました。一つまちづくり、現状やっているまちづくり推進会議の中で、さまざまご意見をいただきました。29名が1人5分ずつ話しても150分の時間が過ぎるということで、今回24名でございますけども、そういった意味では活発にそういった部分がなかなかできないんじゃないかということも含めてですね、枠としては教育とか福祉とか産業とかって枠におそらくなろうかなというふうには思うんですけども、そういった意味の専門部会ということで、およそ7、8名で構成をしていきたいというふうに思っております。

2点目の第4条、特別委員の関係でございます。どのような協議、特に重みがある部分については、やはり専門性がある協議を町長から求められたりですね、そういった場合については、やっぱり専門性のある方の御意見もお聞きしなければならないということで、そういった意味の中の特別委員、また場合によっては、ちょっとまだ想定はちょっとしてませんが、オブザーバー的な対応ができる方も含めて謝礼の範囲で、予算的には謝礼で対応していきたい。報償費の中でということです。

○議長（上原豊茂君） ほかに、ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 第2条は、すべて町長が特に必要と認めるものということが3つの項目の中にあります。これは例えばこれからまちづくり推進会議が活発化して、こういうことも議題にとか、いろんなことが盛り上がってくる可能性があるかと思いますが、これはあくまでも町長が議題なり、いろんなことを提供するという事に限られるのかなって、ちょっとその辺、どの程度、柔軟に考えているのか。

それと第3条、委員構成ですが、この24人というのはいいですが、この中に女性枠、先日8日も国際婦人女性デーがありました。なぜあるのかというのは、女性の参加がなか

なか認められてないという現状があるから、そういうのがあるんですけど、この中に内枠として、例えば3分の1以内は女性にするとか、そういうことも設けてほしかったなと思います、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 2条の部分で、すべて町長の求めに応じる部分ではないかと。特に必要と認めるものではないかということでご質問いただきました。第2条1項1号から3号までについては議員言われるとおり町長が特に必要と認めるものを意見を求める規定でございます。第2項、ここは会議は前項に規定する事項のほか、必要と認める事項について協議し、その結果について、町長に意見を述べることができますということです、ここについては会議が独自に発案して協議して町長に意見を述べる規定でございます。

それと第3条、組織の女性枠の関係でございます。議員からはさまざまな部分で女性枠の部分は意見としていただいております。ただし、この会議は女性の参加を認めてないという会議ではございません。それと1号の中の公共的団体、ここでいきますと、さまざまな女性団体ございますので、そちらからの部分をぜひ町長に委嘱をして女性の割合は、今国の方針でいきますと、2020年30%という方針もございますので、各自治体に下ろされてございますので、その枠に入れるような人選等々も含めて進めてまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。先ほどの条例で何度か工藤議員も含めて、私の質問も含めて、まちの仕事は行政委員会も入るということを明確に確認をしたところでもあります。この条例を見ますと、1条、2条あたりの主語が町長になっております。これはちょっとよく私はわかりません。この会議を運営する1条としては町長でいいのかなと。ただ2条は求めに応じる時は、やっぱりここに町長等と入らないと絶対おかしいですよ。先ほどの条例との整合性からいって。なぜかという、広範囲な町の仕事が上がってくる訳だから、町長だけでないと思いますよ、求めるのはね。それは明快だと私は何度読んでもそう思いましたけども、今日は別としまして早急に改正のご検討をすべきだと私は思いますけども、いかがでしょうか。

それと2条あたりにも関係しますけども、2条の2項ですね、このまちづくり推進会議は協議した内容を町長、ここも等ですね、町長等に意見を述べるできると規定されていますけども、この出された意見の扱いはどうなるのかなと思いました。説明会ありましたよね、そこでどなたかから同じような質問が出されてたと思いますけども、意見は参考として受け止める、判断は私、町長がするというような旨の説明が、これまた明快にあったと思いますけども、そしたら参加だとか、町民尊重だとかというのは、一体どこで保証を担保されるんだろうかなと思いますので、その点についてお願いします。

それと最後ですけども、この会議には町長出ないです、これも説明会で私は出た人から聞きました。すごく不思議がっていましたが、町民参加だと言って、町民の意見を大事にするところに町長が出ていなくて、司会しなくていいんですよ、今のように司会は一切いらないと思いますけど、出て、直接町民の温かい生の声をなぜ聞かないのかなと

思いました。なんかかえって一段階町民と町長というか、町ですね、町長とは私言ってませんが、町長等との間が遠くなるステップになるんでないかなと。この三つお願いします。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 3点ご質問いただきました。町長等の部分でございます。まちづくり推進会議自体は自治法の区分でいくと諮問機関に近い部分がございます。求めと意見ということで、ちょっと言葉はあれしてますけども、そういった意味からいくと町長ということでお示しをしております。

それと2条の出された意見の取り扱いの部分でございます。これは説明会では議員おっしゃるとおり、ただし町長は真摯に受け止めるというところでございます。これは住民投票の条例の結果にも真摯にというか、意見を尊重するという書き方をしております、ここですべてがそのままの意見になるということちょっと書き込みもできないということですので、町長は紳士的に判断をしていただくというふうに思っております。

それと3点目の町長が出ないというところで、ちょっと後退するんじゃないかというご意見がございました。前段の部分でも申し上げているとおり、町長が諮問するという会議ですので、町長は出ない。なぜかというところを含めてですね、従来21回提示しております要綱によるまちづくり推進会議については町長の政策決定に際する意見を言う組織ということでまちづくり委員会からの提言に基づいて設立をしております。そういった意味ではまちづくり参加条例とまちづくり推進会議条例というのは少しく性格的には違う部分でございます、推進会議の位置付けについては前条例の中でいくと審議会等の部分の一つの位置付けになろうかというふうに思っております、そういった意味では全て住民が主体になって意見をまとめるというような、組織としたいというふうに考えてございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） しつこくてすみませんね。課長言うようにですね、この会議を置くことは町長が主体的に地方自治法の中で設置するまでにはいいんですよ、1条の設置するは、求めに応じというところの相手は他の長も入るんでないですかということでありませぬ、本当に課長がもう説明が正しいのか、時間をかけてご検討をいただきたいと思う。他にもありますね。他のところにも等が付けるべきなところがありますんで、その点だけ検討するかどうかだけをお聞きしたいと思います。

それとですね、今までのまちづくり委員会は町長の政策形成における比較的直接的な意見だとか、何て言うか、意見ですね、意見をいただくもんだと。これは諮問だから町長が出ないなだと。一定の理解はしますよ。ところが町民がどう受け取るかということを私は心配して言っているんです。実際に複数の方が説明会を聞いて、私にご意見を、これうそではありませんので、届いていますんで、そんなまどろっこしいことになったら、ある意味ではですよ、町民参加とか全体的にはいいことなんだけど、一つの流れとしては遠くなる。後退とは私言ってませんよ、課長。町長までの距離が遠くなるのを心配だよねっていう意見を受けて、私は今、質問しておりますんで、その心配を払拭する取り組みを何かしますか。それだけでいいです。これを変えれっていうことじゃなくて。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 1点目の町長と町長等の違いの部分でございます。基本的には諮問機関の位置付けということで、先ほどの部分でいくと、町長の求めということで整理をさせていただきたいと思います。

それと2点目の町長が町民から遠くなるんじゃないかというようなご意見でございました。そういった意味では夜間町長室はじめ、今やっている車座トーク、その他、条例の施行規則ですけども、参加手続の中において、さらにやっていくというような状況かなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって議案第16号の質疑を終了いたします。

以上をもって、新年度予算関連議案の質疑を終了いたします。

これより新年度予算案の質疑に入ります。

予算案の質疑についても、各区分または議案ごとに1人2回まで、後戻り質疑は認めないこととし、また、内容は一般質問的な質疑とならないよう、ご注意ください。

それではまず、議案第7号 一般会計予算の質疑から入ります。

まず、予算書2ページ、一般会計予算から28ページの歳入、第12款、第2項、手数料までの質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（一般会計の質疑・答弁についてはテープ保存とし、記載省略）

（議案第7号の歳入、12款、使用料及び手数料まで記載省略）

○議長（上原豊茂君） 次に、同じく歳入、予算書29ページ、第13款、第1項、国庫負担金から36ページ、第14款、第3項、委託金までの質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（一般会計の質疑・答弁についてはテープ保存とし、記載省略）

（議案第7号の歳入、13款、国庫支出金から14款、委託金まで記載省略）

○議長（上原豊茂君） 次に、同じく歳入、予算書37ページ、第15款、第1項、財産運用収入から44ページ、第20款、第1項、町債までの質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（一般会計の質疑・答弁についてはテープ保存とし、記載省略）

（議案第7号の歳入、15款、財産収入から20款、町債まで記載省略）

○議長（上原豊茂君） 皆さんにお諮りいたします。

ちょっと時間が余っているんですけども、次に進むべきか否か、ちょっと迷っているところなんですけども、もし入ったとしたら1時間ぐらい延長かけないといけません。延長しても進めるということにしますか。それともここで終了としますか。

ここで散会ということよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） わかりました。



◎散会の宣告

- 議長（上原豊茂君） それではあらためて、お諮りいたします。  
本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。  
よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。  
ご苦労さまでした。  
明日も午前9時30分から開会いたしますので、ご参集願います。

散会 午後 3時44分